

平成22年第2回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成22年 6月 4日 開会

）

平成22年 6月18日 閉会

吉田町議会

## 平成22年第2回吉田町議会定例会会議録目次

### 第1号 (6月4日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸報告について	4
○議会閉会中の委員会活動報告	1 3
○議会改革特別委員会委員長報告	1 6
○議員定数検討特別委員会委員長報告	1 7
○第30号議案～第36号議案の一括上程、説明	1 8
○第1号報告の報告	2 6
○第33号議案の質疑、討論、採決	2 7
○散会の宣告	3 2

### 第2号 (6月15日)

○開議の宣告	3 3
○一般質問	3 3
佐藤正司	3 3
藤田和寿	4 4
○散会の宣告	5 7

### 第3号 (6月18日)

○開議の宣告	5 8
○議案第30号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第31号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第32号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第34号の質疑、討論、採決	6 3
○議案第35号の質疑、討論、採決	6 6
○議案第36号の質疑、討論、採決	6 6
○日程の追加について	6 7
○発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○日程の追加について	7 3
○発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議員派遣について	7 9
○議会閉会中の継続調査について	7 9
○町長あいさつ	8 0
○議長あいさつ	8 3
○閉会の宣告	8 3

開会 午前 9時01分

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日ここに平成22年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましても、円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

先日の24日に臨時議会でお会いしましたので、ちょっと間がありませんので、余りフレッシュな気持ちにはなりませんけども、元気な議員の皆様のお顔に接することができまして、本当にうれしく思っております。

今、中央では、次の首相はだれになるかという形でさまざまな動きが、新聞であるとか、テレビを通じて漏れ伝わってまいりますけども、田中角栄さんのお言葉に、こんな言葉があると。皆さん御承知だと思います。「政治は数、数は力、力は金」、力は金というのは政治資金のことでしょうけども、基本的には政治の世界というのは、冷徹な現実に合わせて、やはり数合わせの問題がございますので、やはり多数を制するという事は、基本的には政治の世界における必要条件であると思っております。

しかしながら、単に数合わせだけでは、最終的には支持を得られませんので、基本的にはその後、理念を伴った現実主義と、理念をいかにして達成していくと、そのための数合わせであるわけで、その辺が非常におもしろいなと思っております。

昔で言うならば、同時に中央では殺し合いが起きているわけで、昔はシニクル、今はイキクル、最終的には選挙という形になるんでしょうけども、政治の世界の日常は、議会の中で決まってくるわけで、地方自治体は二元代表制ですから、ちょっと意味合いが違いますけども、昔、まだ若いころから、いろいろな意味で政治の世界に中側からいろいろ見させていただいた経験から、政治というものはすさまじいものであるというふうに思って対応しております。

議員の皆様におかれましても、この町をどのようにするかという理念のもとで行動されていると思っておりますので、ぜひともそのような意味における現実主義ということで御議論いただければありがたいと思っております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） ここで申し上げておきます。本日、副町長におきましては、所用のため途中退席させていただきますが、御了承願います。

---

### ◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成22年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、4番、杉村嘉久君、5番、藤田和寿君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月4日から6月18日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は6月4日から6月18日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（増田宏胤君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

5月18日、19日の両日、東京メルパルクホールにおいて、第35回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

本研修会は、新たな地方分権改革の進捗状況や今後の方向性について理解を深め、町村・議会の活性化に資することを目的に開催されたものであり、正副議長が参加しました。

研修内容は、講演を中心に、3人の方から講演とシンポジウムが行われました。講演の講師とテーマにつきましては、内閣総理大臣補佐官、逢坂誠二氏による「地域主権改革とまちづくり」について、日本森林管理協議会代表、太田猛彦氏による「森林管理・自然環境保全

とまちづくり」について、株式会社榊一市村酒造場代表取締役、セーラ・マリ・カミングス氏による「伝統文化を活かしたまちづくり」についての講演でした。

シンポジウムは、「議会の活性化とまちづくり」について、初めにパネラーによる実践事例の報告があり、コーディネーターを岡本光雄全国町村議会議長会事務局次長に、パネラーとしては、北海道今金町議会議長、神奈川県葉山町議会議長、長野県小布施町議会議長、福岡県苅田町議会議長によるパネルディスカッションが行われました。

大変有意義な講演・シンポジウムであり、議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に生かしてまいりたいと思います。

5月24日、静岡市、縣市町村センターにおいて、静岡県町村議会議長会総会が開催されました。

議事として、1、静岡県町村議会議長会の会長の選任について、2、副会長の選任について、3、監事の選任についての3件について審議が行われ、協議の結果、会長に周知郡森町の大場孝尙議長、副会長に賀茂郡西伊豆町の鈴木康夫議長、監事に駿東郡長泉町の四方義男議長と榛原郡吉田町の議長、私が選任されました。

その他、平成21年度全国町村議長の活動報告等について連絡があり、閉会をいたしました。

6月3日、昨日、静岡市、ホテルセンチュリー静岡において、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会並びに政策研修会が開催されました。これには正副議長が出席しました。

初めに定期総会が行われ、1、平成21年度事業実績及び歳入歳出決算について、2、平成22年度事業計画及び歳入歳出予算について、それぞれ認定、可決されました。

総会に続いて政策研修会が開催され、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏による「地方分権時代における議会の役割～これからの地方議会・議員～」と題して講演がありました。今後の議会改革の方向性、議会のあり方等について熱く語られ、議会の重要性を再認識できました講演でありました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査並びに定期監査、財政的援助団体監査の結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成22年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概況等について御報告申し上げます。

さて、本日6月4日は、富士山静岡空港が開港し、1周年を迎える記念すべき日でございます。本日、午前10時40分から、富士山静岡空港ターミナルビル3階展望ロビーにおきまして、静岡県及び富士山静岡空港利用促進協議会主催の記念式典が開催され、当町からも出席

をさせていただいております。

当町は、航路直下という特殊な側面もございますが、利便性の高い空港ができてから1周年を迎えることを素直に喜び、当町でも6月5日の土曜日、県営吉田公園を会場として、上空を飛行機が多く通過する昼前後の時間帯を選び、「空港の玄関口からおめでとう！キャンペーン」を実施する予定でおります。静岡県を初め、周辺市町などでも、記念事業が多数企画され、開港1周年をお祝いしてまいります。

さて、当町が現在直面している重大な問題の一つとして、吉田高等学校と大井川高等学校の統廃合問題がございます。現在の県立高等学校再編につきましては、平成17年3月に策定された静岡県立高等学校第二次長期計画に基づき、静岡県教育委員会が推し進めようとしているものでありますが、その中に盛り込まれていた吉田高等学校と大井川高等学校の統合に関し、静岡県教育委員会は急遽、本年3月26日に臨時会を招集し、吉田高等学校と大井川高等学校の統合後の新たな学校の校地を現在の大井川高等学校敷地と定め、開校予定時期を平成25年4月1日とすることを決定いたしました。

新聞やテレビで報道されましたとおり、この臨時会開会直前に、私や地元の県議会議員や関係者の手で、町民など多くの皆様方の願いが込められた約2万人分の統合反対署名を静岡県教育委員会に提出いたしました。地元住民の声を無視するかのごとく、二つの高等学校の統合案が可決されてしまいました。

これまで静岡県教育委員会は、地元に対し、吉田高等学校廃校を前提とした結論を押しつけるような説明態度に終始したことから、行政当局はもちろんのこと、学校関係者さえ、十分な説明や議論を行うことなしに、この局面を迎えたわけであります。

私は、こうした静岡県教育委員会の性急な進め方は看過しがたいと感じ、さらに教育環境の充実を最重要施策の一つと位置づけ実践している当町にとりまして、大変重大な問題であるととらえ、目下、県教育委員会と調整を進めております。

みずからが権限と責任を有する静岡県教育委員会が決定した動かしがたい結論を覆すことは極めて難しく、針の穴を通すような困難なものであることは承知しておりますが、吉田高等学校の歴史と今後の子供たちの学ぶ環境を考えますと、町内唯一の県立高等学校を存続させる努力をとめる選択は出てまいりません。とりわけ、この件につきましては、すべての町民の皆様方が、先人の教育に注いだ熱い思いを脳裏に思い浮かべていただき、吉田高等学校存続に向けて力強い御支援を賜りますことを切にお願い申し上げる次第でございます。

それでは、当町の今年度における事業の進捗状況等について御報告申し上げます。

最初に、健康づくり事業の一つであります女性特有のがん検診について御報告申し上げます。

がん検診につきましては、本年5月から肺がん、大腸がん、6月から子宮がん、乳がん検診がそれぞれ開始されております。静岡県の統計によりますと、平成20年に残念ながら病気でお亡くなりになられた方の死亡原因の約3割ががんで、その半数は、町が検診を実施している肺がん、大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がんが原因となっております。このような実態を考えますと、病気の早期発見・早期治療の必要性を強く感じるところでございます。

本年度は、まず第一に、家庭の健康管理の担い手であり、地域の健康づくりのかなめでもある女性の皆様のがん検診の受診率向上を図るとともに、病気の早期発見・早期治療を推進するためにも、全町民の皆様のご健康に対する意識向上を図ってまいりたいと考えております。

がん検診の受診率向上の方策といたしまして、女性特有の子宮頸がん、乳がん検診の対象者の方全員に受診券を送付いたしました。多くの対象者が受診され、早期発見・早期治療に結びつくことを期待してやみません。また、がん検診の大切さを伝える健康教育につきましても、吉田町みどりのオアシスマつりや総合体育館での健康体操教室、吉田中学校及び中央小学校のPTA総会などで実施しております。

このように、引き続きがん検診の大切さを伝える健康教育を機会あるごとに実施し、各種がん検診の受診率の向上を図り、健康で生き生き暮らせる町づくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年8月の開館を目指し建設を進めております「ちいさな理科館」につきまして御報告申し上げます。

去る3月27日に、ちいさな理科館建設現場におきまして、現場見学会を実施いたしました。参加された親子合わせて30組60人の方は、理科館について紹介され、現場での鉄筋の結束やレッカー車の乗車体験とともに、建物ができていく過程を学ばれました。

ちいさな理科館につきましては、オープニングセレモニーを来る8月7日に予定しておりますが、元文部科学大臣の有馬朗人先生をお招きし、中学生を対象に静電気を題材とした模範実験を行っていただくことを計画しております。また、開館後は、小学生を対象として、土・日曜日を中心に、子供たちの探究心に刺激を与えるような実験や観察を実施してまいります。

続きまして、社会教育関係事業につきまして御報告申し上げます。

社会教育関係事業は、地域社会の教育力向上を目標に、地域の皆様に御協力を賜りながら、事業展開を行っております。家庭・地域・学校が相互に協力・補完し合いながら、子供たちをはぐくむ体制づくりを進めております。

昨年度は、町内4地区すべてに「子どもをはぐくむ地域教育推進協議会」が結成されるなど、地域住民の皆様主導による活動が行われております。そのほかにも、吉田町チャレンジ教室や吉田町ふるさと学級、吉田町ソフトランニング教室など、地域の人材を活用した事業を実施しておりますが、このような活動を通しまして、地域教育のリーダー的人材の育成を図りながら、地域社会の教育力向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、図書館につきまして御報告申し上げます。

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでは、例年、全国からすぐれた社会教育施設を選び、社会教育情報番組「社研の窓」を制作し、インターネット上で紹介しております。このたび、吉田町立図書館が全国で1館だけ優秀図書館として選ばれ、「『知の拠点』として地域の教育力の向上に努める」と題して紹介されることになりました。取材・編集を終え、今月からインターネットで流されることとなりました。

この中では、生涯学習の拠点施設として開かれた図書館、これを可能とした吉田町立図書館設置条例や、学校図書館と連携した学校図書館資源共有ネットワークづくりの事業などが高く評価されております。今後も町民の皆様へのサービスの充実と、役に立つ図書館運営に努めてまいります。

次に、高齢者福祉事業の実施状況につきまして御報告申し上げます。

平成22年4月1日現在、当町の65歳以上の高齢者人口は5,931人、高齢化率は19.4%で、そのうちひとり暮らしの高齢者数は474人と、高齢化率、ひとり暮らし高齢者数とともに

年々増加している状況でございます。

例年5月から8月にかけて、民生委員・児童委員の皆様をお願いいたしまして、65歳以上の高齢者の全世帯を訪問し、高齢者実態把握調査を実施いたしておりますが、本年度も5月の定例民生委員・児童委員協議会開催時に、調査方法につきまして説明させていただき、調査に着手したところでございます。

65歳以上の高齢者宅を訪問した際に、高齢者の方の健康状態等を把握し、必要に応じて、福祉サービス等を紹介しておりますが、特にひとり暮らしの高齢者の方につきましては、緊急時に備え、本人の了解を得て、連絡先等の把握にも努めております。

また、高齢者の福祉サービスの一つとしまして、本年2月から開始した「救急医療情報キット配布事業」がございまして、これは高齢者の医療情報等をおさめた円筒形の容器を冷蔵庫内に保管し、救急時に迅速に情報提供することで、救命の一助とすることを目的とする事業でございまして。

5月末現在の利用状況は156人でございます。中でも、ひとり暮らし高齢者の利用状況につきましては、ひとり暮らし高齢者474人のうち73人、15.4%の利用にとどまっております。もしもの事態を考えますと、健康に自信のある方でも、できるだけ備えていただきますよう、民生委員等関係機関の協力のもと、さらに周知に努めている状況でございます。今後も急速に進行する高齢化に対し、より効果的な高齢者福祉施策を検討し、推進してまいり所存でございます。

次に、総合障害者自立支援施設の建設事業につきまして御報告申し上げます。

総合障害者自立支援施設の建設につきましては、昨年10月に着工し、屋根部分、外壁部分が完了し、おおむね65%の進捗状況でございます。今後は、本年8月下旬の完成に向けて、内装工事、外構工事及び事務備品等の整備を計画的に進める予定となっております。

また、本年2月から4月にわたり、施設の愛称を公募しておりましたが、全国から432作品の応募をいただき、吉田町障害者（児）福祉推進委員会での審査を経て、愛称を「あつまリーナ」に決定いたしました。選考の理由といたしましては、あつまリーナが、施設のテーマであります「共生するまちの実現」にふさわしい愛称であること、まただれもが覚えやすく、親しみやすいこと、そして仲間を連想させるイメージであることが挙げられました。

命名者は、住吉小学校5年生の鈴木陽向さんです。たくさんの御応募をいただきましてありがとうございます。心より感謝申し上げます。今後は、あつまリーナの愛称にふさわしく、町民の皆様を初め多くの方々に親しまれ、障害者同士、障害者と地域の方々との交流の場が一層広がる施設となるよう努めてまいり所存でございます。

続きまして、急増する生活困窮者の社会的な居場所づくりにつきまして御報告申し上げます。

国内の景気低迷が依然として続いている中、会社の都合で失職するなど、生活に困窮する方が急増している状況でございます。当町におきましても、生活保護を申請する世帯が急増し、平成20年4月と22年4月を比較いたしますと、17世帯から40世帯と約2.4倍に急増しております。

国では、緊急的な対策の一つとして、国・県・市町村等関係機関によるセーフティーネットを構築し、昨年10月から住宅手当緊急特別措置事業を実施し、離職によって住宅を失った方や失うおそれのある方を支援しております。この事業は、国が6カ月間に限り家賃を全額



支給し、この間に仕事についていただけるよう、各自治体とハローワーク、社会福祉協議会が連携して支援していくものであります。

町の相談窓口には、多くの生活相談者が来庁されますが、その際、国による住宅手当の支援や、ハローワークでの就労相談、社会福祉協議会による入居資金、生活資金等の貸し付けなどを御案内するとともに、一日も早く自立していただけるよう相談に当たっております。当町の5月末現在の住宅手当支給決定件数は15件でありました。今後も関係機関と連携を密にしながら、社会生活の自立に結びつけられるよう継続的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険制度における非自発的失業者に対する軽減措置について御報告申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、世界的な不況の影響を受け、我が国の景気も低迷する中、会社の倒産や解雇等で職を失った方、いわゆる非自発的失業者が社会保険等を離脱し、国民健康保険に加入される状況が続いております。

こうした中、国では、非自発的失業者に対し、安心して国民健康保険に加入していただくために、地方税法等を改正し、失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30に圧縮算定し、国民健康保険税の負担軽減を図る制度を創設させたところでございます。軽減制度の対象となる方は、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者となっております。

当町におきましては、5月末までに51件の申請がございましたが、この軽減措置の適用につきましては、あくまで御本人の申請が前提となっておりますので、この制度を利用していただくためには、広く周知を図っていくことが何よりも重要であると考えております。国におきましては、テレビ等マスコミによる周知や、ハローワークの窓口でのPRを行うなど、周知に努めておりますが、町においても、「広報よしだ」やホームページに掲載するほか、窓口においてリーフレットを配布するなど周知活動に努めております。

医療制度改革に伴い、国民健康保険制度が大きく変革する中、今後とも安定的運営と健全な保険財政の確保は不可欠でございますので、住民の皆様には、なお一層制度に対する御理解と御協力を賜りたいと存じます。

次に、都市基盤整備事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路東名川尻幹線の整備でございます。現在、静岡県の事業区間と町の事業区間と分けけて整備を進めているところでございます。

国道150号から南側につきましては、町が事業主体となり整備を進めており、今年度は、町道中瀬大井川線から町道高畑高島線までの約350メートルの区間につきましては、主に舗装工事を計画しております。

次に、川尻地内の都市計画道路中央幹線につきましては、町道本田線から町道西の宮線までの約340メートル区間を舗装工事主体に計画しており、この区間のうち約180メートルの区間について、今年度中に供用開始する予定で工事を進めております。

同じく、川尻地内の都市計画道路大幡川幹線につきましては、今年度は、用地及び物件補償の契約を地権者の方から御承諾いただけるよう事業を進めてまいります。工事といたしましては、横手橋から南約55メートルの区間について、7月に工事の発注をする予定でございます。

次に、住吉地内の都市計画道路榛南幹線につきましては、現在、住吉幹線から海岸幹線までの区間を静岡県と町の事業区間に区分けし、整備を進めており、県の事業区間につきましては、今年度は残りの用地をすべて取得する予定で、用地取得が完了後、順次工事を進める予定と伺っております。なお、町の事業区間につきましては、引き続き用地の取得に努めてまいります。

同じく、榛南幹線で海岸幹線から二級河川坂口谷川を渡り、牧之原市までの区間につきましては、県道路局の事業でございますが、今年度は吉田町側の残りの用地をすべて取得する予定でございます。

次に、生活道路の整備でございますが、平成21年度から整備を進めております町道西の坪大浜5号線につきましては、地権者の方の御協力をいただきまして、今年度予定している用地取得につきまして、順調に計画が進んでおります。幅員4.5メートル、延長57メートル区間の工事を7月ごろ発注する予定で準備を進めております。

また、新規事業の町道愛宕前2号線につきましては、既に測量設計業務を発注し、今後、地権者の皆様の御意見を伺いながら、道路設計、境界立ち会いなどを実施し、用地取得まで進める計画でございます。今年度事業につきましても、早期発注、早期完成を目標に心がけてまいります。

続きまして、今年度の橋梁点検事業につきまして御報告申し上げます。

町が管理を行っております道路橋のうち、橋長15メートル以上の橋梁が29橋あり、昨年度は9橋につきまして点検を行いました。今年度は、残り20橋の橋梁点検を、平成22年度社会資本総合交付金事業として行っていく計画でございます。現在、この事業の発注準備を進めており、これにより、15メートル以上の橋梁の点検が完了することとなります。

次に、第18回吉田町みどりのオアシスマつりににつきまして御報告申し上げます。

ことしも4月29日、県営吉田公園におきまして開催することができ、当日は約1万5,000人と大変多くの方に御来場いただき、多彩なイベントが繰り広げられました。今年度は、初めての試みといたしまして、会場駐車場でこいのぼりを上げることを計画いたしました。町民の皆様にかいのぼりの御寄附をお願いしたところ、大変多くのかいのぼりが集まり、当日は盛大に上げることができ、御来場者の皆様にも大空に泳ぐこいのぼりを楽しんでいただきました。

次に、榛南広域営農団地農道整備事業につきまして御報告申し上げます。

この事業は、榛南地域における広域農道として、静岡県志太榛原農林事務所が実施主体となり整備を進めております。平成24年の供用開始に向け、広域農道榛南2期地区として工事を行っております。平成21年度の工事につきましては、天候不順等により、不測の日時を要したことから、現在も繰り越し事業として工事を進めているところでございます。

平成22年度の町内における工事予定箇所といたしましては、交差点部に当たる県道吉田大東線拡張工事及び県道との交差点から西側本線部の150メートル区間の開設工事を行う予定であります。また、青柳公園から県道住吉金谷線までの本線区間483メートルにつきましては、9月からの着工を予定しております。

本事業は、交差点改良工事箇所が多く、周辺地域の皆様には、工事車両の通行、道路の通行どめや片側通行など交通規制により、御迷惑と御不便を大変おかけしておりますが、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、町民の皆様の安全安心を守る防犯対策の推進につきまして御報告申し上げます。

当町では、関係機関と連携しながら、町民の皆様が安全で安心して暮らせる町づくりを推進しているところでございます。当町における犯罪発生状況は、全刑法犯認知件数は、平成17年の461件をピークに4年連続で減少しており、平成21年中における件数は272件でございました。

罪種別犯罪発生状況で申し上げますと、平成21年中における空き巣や事務所荒らしなどの侵入窃盗は19件発生し、平成20年中の36件に比べ、発生件数は大幅に減少しております。また、駐車中の自動車やオートバイ等から部品を盗むという手口の部品ねらいという犯罪も4件と、平成20年中の27件に比べ、発生件数は大幅に減少しております。

しかしながら、増加が目立つ罪種としましては、自転車盗、オートバイ盗が挙げられ、自転車盗につきましては、町内において昨年1年間で56件発生しております。これは町内で発生した全刑法犯認知件数の約2割を占めている状況であり、自転車盗の抑止が、街頭犯罪を抑止していく上で重要なポイントと言えます。

また、自転車盗の検挙者と被害者の多数が少年である現状から、自転車盗を抑止することで、少年非行防止や被害者保護に効果があると考えます。さらに、自転車盗の特徴としましては、犯行手段が容易であることや、動機が単純であるため、本格的な非行へ深化していく危険性が高いとの見方もございます。自転車盗を抑止することは、他の犯罪へ移行する芽を摘み取るための有効な策であり、官民を挙げた総合的な対策が求められております。

こうした状況から、町では平成22年1月から緊急雇用創出事業として、地域安全環境整備事業を実施しているところでございます。この事業では、毎朝、緑色の防犯ベストを着用した2人の臨時職員が、主にバス停の駐輪場において、自転車の盗難防止対策としてのツーロック等の防犯指導や、自転車の整列、駐輪場の清掃作業を行い、犯罪被害に遭いにくい環境を整備しております。また、町道に設置されているカーブミラーの点検整備や、子供に対する声かけ事案発生場所における防犯パトロールも実施しております。

他方、犯罪を未然に防止するため、町内の駐輪場3カ所に防犯カメラを設置すべく、準備を進めており、犯罪抑止の環境整備も実施してまいります。安全で安心な町づくりのためには、地域ぐるみによる防犯活動が欠かせませんが、現在まで、犯罪発生件数が4年連続して減少傾向にあることは、町民の皆様によります防犯活動の成果であると確信をしております。行政、地域、企業、学校、警察などの関係機関が一体となって、人の目が行き届いた犯罪の起きにくい防犯町づくりを推進し、安全で安心して暮らせる町を目指してまいります。

次に、吉田町地域活性化大規模イベント事業補助金、通称吉田カムカム補助金につきまして御報告申し上げます。

町では、富士山静岡空港によって生み出される多様な交流を町の活性化につなげるため、吉田カムカム補助金を創設し、4月から実施しているところでございます。現在までの実績でございますが、補助事業第1号にNPO法人しずかちゃん主催の「2010inよしだ チューリップまつり」を認定し、補助金100万円を交付いたしました。チューリップまつりは、去る4月4日から11日までの8日間開催され、期間中には、来場者目標6万人を上回る6万1,302人が会場を訪れ、新聞、ラジオ、テレビでも取り上げられるなど、想像以上のPR効果を得ることができました。

今後も、より多くの団体や企業の皆様に本事業を活用していただくとともに、富士山静岡

空港の2階に設置しております吉田町PRブースとも連携を図り、情報発信することで、より多くの人や物、情報の交流を生み出し、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、2010年上海国際博覧会静岡ウイークへの参加につきまして御報告申し上げます。

中国の上海市では、5月1日から10月31日の会期で、上海万博が開催されておりますが、静岡県では、この上海万博会場内に設置されました日本産業館の催事ステージを利用し、静岡県の観光や文化等の魅力を中国人来場者にPRし、富士山静岡空港の利用客を増やすための事業「静岡ウイーク」の開催を計画しております。

この静岡ウイークは、8月16日から22日までの7日間となっており、当町も空港周辺に所在する自治体でありますので、この事業の成功に尽力するとともに、万博会場のお客様に吉田町を知っていただき、訪れていただくことを目的に、静岡県市町村振興協会の助成を受けて、ステージ出展することを決定いたしました。

また、現在、静岡県では、富士山の標高にちなんで、3,776人を友好都市である中国の浙江省に送る「ふじのくに3776友好訪中事業」を行っており、このたび県から上海万博出展市町に対し、上海万博静岡ウイークに合わせた浙江省への訪問依頼がありましたので、当町におきましても、この機会に職員を浙江省へ派遣する予定であります。この事業に参加することにより、当町への中国人観光客の増加を図るためのPRを行うとともに、観光・企業・労働力の面において、さらなる交流の可能性を模索してまいりたいと考えております。

次に、職員の勤務時間の改定につきまして御報告申し上げます。

職員の勤務時間の改定につきましては、さきの臨時議会におきまして、議員の皆様方の御承認をいただきまして、1日7時間45分、1週38時間45分に改定いたしました。平成20年度人事院勧告におきまして、民間の労働時間は、職員の勤務時間よりも1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で安定していることが明らかになっております。地方公務員の勤務時間は、民間と均衡させることが基本となっており、県内の自治体の動向を見きわめてきた結果、勤務時間の短縮に対応していない市町は、本町を含め、残り4町でございました。

7月1日から、職員の勤務時間を午前8時15分から午後5時までと短縮してまいりますが、広報やホームページなどで町民の皆様への周知を図るとともに、これまでの行政サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないよう努めてまいります。そして、業務の合理化、効率化や勤務体制の見直し等、また職員一人一人の仕事の進め方や働き方を点検するなど、公務能率の一層の向上に努めるよう指導してまいります。

さて、最後に、町民の皆様から寄せられる行政相談や苦情等の処理につきまして御報告申し上げます。

町民の皆様からの苦情等の処理につきましては、各課別の縦割りで処理しているのが現状ですが、苦情は行政運営において重要な反省材料であり、行政組織の無駄の点検にも欠かすことができないものであります。

本年度から当町における行政相談や苦情等につきましては、行政経営指導員がその調整・処理について関与することといたしております。町民の皆様方の貴重な苦情等に早急に対応し、意見を町政に反映させるために、行政経営指導員室に直通の電話を開設いたしました。運用は7月1日からとさせていただきます。電話相談窓口を開設することで、町民の皆様からの苦情等への対応が、今まで以上に円滑になるものと考えております。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、国政におきましては混迷を来している状況で、国の新たな制度や施策は今後どうなるのか、国民にとりまして、戸惑い、不安を感じる状況であります。しかし、このような状況下でありましても、行政運営が停滞せぬよう、職員一同全力で公務に当たってまいりますので、議員の皆様におかれましても御支援賜りますようお願い申し上げます、本定例会における行政報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 町長の行政報告が終わりました。

---

### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田宏胤君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告願います。

総務文教常任委員会委員長、お願いします。

5番、藤田和寿君。

〔総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

それでは、総務文教常任委員会から、議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

4月20日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。調査案件の健康と福祉に関する調査として、関係する3課から調査員を招き、各課1時間程度の説明を受けました。

まず、社会福祉課から水野課長、鈴木補佐、久保田統括の出席をいただき、実施計画書9ページの第1章、健康と福祉から、実施計画書に基づき、地域福祉、児童福祉、障害者福祉の順に説明を受け、質疑を行いました。

委員、民生委員50人のうち30人が改選と伺っているが。

当局、改選内容については、いまだ詳細についてはつかんでおりません。民生委員は3年任期で、多くがボランティア活動を含む、かなり御負担が多く、2期、3期と続けることが難しいとの意見を伺っておりますが、なるべく経験者の方に残っていただき、新しい方に御指導いただくような形が望ましいと考えております。

委員、民生委員の調査内容は。

当局、具体的な例として、去年の地震の折には、介護の必要な方たちの安否確認を地域の方と協力し、連絡を行いました。また、実際に伺って行っていただいております。

委員、生活保護の実態は。

当局、平成20年9月時点では、生活保護は20世帯でした。3月の時点では41世帯となり、相談数も増加しております。国の住宅手当事業で、半年間家賃を補助する制度を利用される方も増えております。

委員、社会福祉協議会へ町からさまざまな事業が委託されているが。

当局、指定管理として、はあとふるの施設委託、老人福祉センターの運営、高齢者介護ホームの運営、地域包括支援センターの業務委託、また介護保険事業者として、デイサービス等を実施しております。

そうした中、自治会では業務が増えて大変であるなどの意見が出ておりますが、社協は、

地域福祉の中心的役割を持っており重要でございます。経営的な面は、介護補助事業の関係で赤字が出た分、全体の事業にのしかかっているのが現状でございます。これについては、今後3年間については補助金等を考えておりますが、事務費については、町が9割負担を継続するなど検討しております。

その他質疑を行い、社会福祉課の質疑を終了し、引き続き高齢者支援課より、池ヶ谷課長、柿沼統括、生田統括に出席をいただき、実施計画書の12ページから介護保険事業を、19ページから高齢者福祉について、そして別添資料の介護保険資料について、説明を受けました。その後、質疑を行いました。

委員、ワークプラザについて。

当局、シルバー人材センターの活動の拠点として研修を行ったり、作業を行う目的で、町が建設して、無償で貸し出す予定の施設でございます。

委員、いつ、どこへ予定されているのか。

当局、現在のところ交番が移ってくる予定と伺っておりますので、その計画次第で、はっきりと決まっております。また、移転先ですが、計画では、跡地があいております旧さくら保育園が予定とされています。

委員、シルバー人材センターの法人化による補助金の増額について。

当局、今までは県と町から補助金が入っていましたが、県補助金が少なくなりましたので、法人化することになり、町の補助金と同額を国より補助していただき、県補助金が減った分を賄う予定です。

委員、ひとり暮らし高齢者緊急通報システムについて。

当局、昨年の実績では、1件、急病で通報された方がすぐに病院へ搬送され、時間差で助かったとの報告を受けております。月額使用料の2,940円の1割を御負担いただき、利用していただいております。

その他質疑を行い、高齢者支援課を終了し、最後に健康づくり課より、八木課長、大井補佐、青野統括に出席をいただき、事業説明について、事業計画に基づき5ページから健康づくり、予防対策、医療体制について、内容の説明を受けました。特に予防対策事業につきましては、健診こよみにより詳細な説明を受けました。

質疑もなく、担当課の方々に退席をしていただき、次回委員会を5月12日に決定し、委員会を閉会いたしました。12時15分でした。

5月12日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員6名、1名欠席、定足数に達していることを確認し、委員会を開会し、健康と福祉について、調査案件についての協議を行いました。前回の委員会で実施計画に基づき説明を受けた内容について意見を各委員からいただきました。

委員、介護保険制度が10年たちましたので、確認を行いたいと思う。

委員、介護保険事業について、事業サービスの実情をソフト・ハード面から調査を行いたい。

委員、障害者の自立支援サービスについて、また政策空き家についてなど考えていきたい。

委員、社会福祉協議会へ委託している施設や町内施設の遊具など設備を確認していきたい。

委員、高齢者福祉の自立支援サービスのソフト・ハードの両面から検証していきたい。

委員、少子化対策や子育て支援を行いたい。

委員、社会福祉協議会へ多くの事業が委託された。負担が増加しているとのこと。実態を確認したい。また、榛原総合病院についても、現状確認を行いたい。

その後、各委員の意見に沿って、具体的な内容について協議を行いました。

委員、実際の事業について、現場確認を行いたい。また、榛原総合病院については、議員全員の問題であり、また組合議会もあるので、我々の調査から外して行う。

委員、介護から子育て支援関係まで、社会福祉関連の施設を現場確認したい。

その他意見をいただき、協議し、各委員の意見に沿って、高齢者介護施設、少子化対策として、子育て支援施設を中心に視察を行う。候補として、社会福祉協議会関係ではあとふる、介護施設として杉の子園、障害者福祉として建設中の総合障害者自立支援施設、子育て施設として放課後児童クラブと保育園などを視察することとなりました。具体的な施設として、日程調整については事務局に依頼を行いました。

また、次回委員会を5月25日といたしました。

以上、各委員にお諮りしたところ、異義がなく、委員会を終了いたしました。9時半でございます。

5月25日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員数7名、説明員として、当局から総務課長、企画課長、税務課長、町民課長、社会福祉課長の御出席をいただきました。定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに、6月議会に上程を予定されている議案についての概要を各担当課長より御報告いただきました。報告事項を終了した後、議会閉会中の調査案件に入るため、当局の皆様へ御退席をいただきました。協議事項として、町内福祉関係施設の視察について行いました。過日の委員会の意見をもとに作成した事務局案に沿って検討を行いました。

その結果、7月15日午後、アサヒサンクリーンと片岡杉の子園、7月27日午後、総合障害者自立支援施設、はあとふる、パワリハ教室、介護保険施設、老人福祉施設、地域包括支援センター、そして住吉杉の子園、8月5日午後、自彊小放課後児童クラブ、わかば保育園、中央小放課後児童クラブ、さゆり保育園、すみれ保育園、あやめ保育園、住吉小放課後児童クラブ、さくら保育園、以上の日程で調査することをお諮りしたところ、全員異議がなく、決定いたしました。

また、上記内容により、議会閉会中の調査案件は、引き続き健康と福祉に関する調査といたします。閉会は9時48分でした。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまです。

---

## ◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（増田宏胤君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。  
議会改革特別委員会委員長、お願いします。

13番、八木 栄君。

〔議会改革特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

議会改革特別委員会の活動報告をします。

平成22年3月12日金曜日午後1時30分より、役場4階第1会議室にて、第17回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、キーワード項目の検討についてです。開催を予定しております一般会議について協議しました。一般会議の名称をまちづくり意見交換会としました。まちづくり意見交換会は、5月26日水曜日、19時から21時までの2時間で実施、会場は片岡会館大ホールにて開催することに決定しました。参加対象者については、初回ということで、町内の各種団体に協力をお願いすることになりました。

次回の特別委員会開催は3月26日であることを告げ、委員会を閉会しました。

平成22年3月26日金曜日午前9時より、役場4階第1会議室にて、第18回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、キーワード項目の検討についてです。政務調査費について協議しました。委員全員から、政務調査費に対する考えを伺いました。100条の2が規定されたことについての意見も出ました。議会改革特別委員会として、政務調査費についての考えは不要ということになりましたが、今後、議会としてどのようにしていくか協議が必要であるという結果になりました。

次回の特別委員会開催は4月16日であることを告げ、委員会を閉会しました。

平成22年4月16日金曜日午前9時より、役場4階第1会議室にて、第19回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、南伊豆町への特別委員会視察研修についてと、執行部とのすり合わせ等についてです。南伊豆町への視察研修の日程、内容等の確認と事前に送付する質問事項についての協議を行いました。質問事項は、予算決算常任委員会についての内容のものです。執行部とのすり合わせ等については、議員役職の選出について、議会としての考えを報告し、それについての御意見をいただくよう進めることになりました。そのほかとして、まちづくり意見交換会の進行と委員の役割について協議しました。

次回の特別委員会開催は4月27日、第20回と5月11日、第21回であることを告げ、委員会を閉会しました。

平成22年4月23日金曜日、議会改革特別委員会視察研修を実施。賀茂郡南伊豆町議会へ予算決算常任委員会の運営について、視察研修に出かけました。出席者は、委員6名と議長の7名で、事務局より2名が出席しました。南伊豆町議会からは、正副議長と予算決算常任委員会の正副委員長、事務局2名が応対してくれました。予算決算常任委員会の運営について説明を受け、その後、質疑応答を行いました。南伊豆町においても議会改革を進めているとので、お互いに有意義な意見交換ができました。

平成22年4月27日火曜日午前9時より、役場4階第1会議室にて、第20回議会改革特別委



員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、視察研修のまとめです。5月26日のまちづくり意見交換会がワークショップ方式で行われることから、今回の協議はワークショップにて実施しました。南伊豆町への視察研修を踏まえ、予算決算の審議方法について、本会議方式、連合審査方式、特別委員会方式、常任委員会方式について、それぞれのメリット、デメリットを取りまとめました。

次回の特別委員会開催は5月11日であることを告げ、委員会を閉会しました。

平成22年5月11日火曜日午前9時より、役場4階第1会議室にて、第21回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、まちづくり意見交換会についてです。当日の次第を初め、議員の役割や四つのグループのテーマを決定し、参加者と議員とを各グループに振り分けました。そのほか、当日の必要事項について協議し、決定しました。その後、予算決算の審査方法について、委員の意見を伺いました。たくさんの意見が出されて、協議した結果、当特別委員会としては、将来は常任委員会がよいと思うが、当面は連合審査がよいという意見にまとまりました。

平成22年5月26日水曜日19時から21時、片岡会館大ホールにて、第1回まちづくり意見交換会を開催、議員14名と各種団体から24名の方に参加していただき、四つのグループに分かれて、ワークショップにより、それぞれのテーマで意見交換を行いました。当日は、地域まちづくり研究所所長の伊藤光造氏にも参加していただき、熱の入った意見交換ができました。まちづくり意見交換会のまとめは、6月8日の第22回議会改革特別委員会にて行います。

以上が議会改革特別委員会の報告です。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまです。

---

### ◎議員定数検討特別委員会委員長報告

○議長（増田宏胤君） 日程第6、議員定数検討特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議員定数検討特別委員会委員長、お願いします。

12番、河原崎昇司君。

〔議員定数検討特別委員会委員長 河原崎昇司君登壇〕

○議員定数検討特別委員会委員長（河原崎昇司君） 12番、河原崎昇司であります。

議員定数検討特別委員会委員長報告を行います。

平成22年4月13日火曜日、全員協議会終了後、4階第2会議室におきまして、第1回目の委員会を開会いたしました。出席委員は全員であります。協議事項といたしまして、今後の進め方についてを議題といたしました。スケジュールについて議論いただき、9月議会において、議員発議として扱うことにいたし、これからの委員会日程を組むことに決定いたしま

した。次回特別委員会を4月28日1時30分開催といたしました。

平成22年4月28日水曜日1時30分、4階第2会議室におきまして、第2回目の委員会を開会いたしました。出席委員は全員でありました。協議事項といたしまして、今後の日程についてを議題といたしました。4月以降、8月下旬までの議員定数検討特別委員会のスケジュール日程表を提示いたしました。1カ月に2回から3回、委員会を開催し、委員同士の意見交換会を行うことに決定いたしました。次回特別委員会を5月10日1時30分開催といたしました。

平成22年5月10日火曜日1時30分より、4階第2会議室におきまして、第3回目の委員会を開会いたしました。出席委員は13名で、1人欠席でありました。協議事項といたしまして、議員定数についてを議題といたしました。出席委員全員から、議員定数についての思いをお伺いいたしました。減員、現状維持、増員など、さまざまな御意見が出されました。また、参考資料といたしまして、町村議会実態集計表より、議員の定数、人口、財政力指数表を提出いたしました。また、昨年11月の議会報告会におきまして、各地区より議員定数に関する御意見を次回までにまとめて提出することを決定いたしました。次回特別委員会を5月21日1時30分開催といたしました。

平成22年5月21日金曜日1時30分、4階第2会議室におきまして、第4回目の委員会を開会いたしました。出席委員は全員でありました。協議事項といたしまして、議員定数についてを議題といたしました。昨年11月の議会報告会におきまして、各地区より出されました議員定数に関する御意見について議論をいたしました。その中では、住吉地区におきましては厳しい御意見があり、議員定数を減らす方向で検討をとの御意見がありました。北区におきましては、前回、前々回の選挙は無投票となっている。議員定数の見直しをされないか。片岡地区においては特になく、川尻地区では現状でなどの御意見について、議論をいたしました。次回のテーマといたしまして、さまざまな角度から見た議員定数を検討することにいたしました。

以上、議員定数検討特別委員会の報告を終わります。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまです。

---

### ◎第30号議案～第36号議案の一括上程、説明

○議長（増田宏胤君） 日程第7、議案上程を行います。

第30号議案から第36号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成22年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につき

まして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について3件、補正予算について1件、財産の取得について1件、広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について1件、機構を組織する地方公共団体の数の減少について1件の合計7件でございます。このほかに1件の報告事項がございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第30号議案は、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的として、育児・介護休業法の改正が行われ、本年6月30日から施行されることから、人事院規則等の改正内容を踏まえた所要の改正をお認めいただくとするものでございます。

第31号議案は、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、さきの議案と改正趣旨を同じくするものであり、子育て期間中の働き方の見直しの観点から所要の改正をお認めいただくとするものでございます。

第32号議案は、吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、旧さゆり保育園跡地に総合障害者自立支援施設が完成し、完成後は、現在のさくら授産所の機能がこの施設へ移行するため、作業所の改修を行い、中央小学校区の放課後児童クラブ室として活用します。これにより、平成22年10月の吉田町総合障害者自立支援施設の開所に伴い、吉田町中央児童クラブ内の現クラブ入所者を分割し、1クラブ70人以下として、町内3クラブ体制で事業を実施している放課後児童クラブ室を、町内4クラブ体制で実施しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第33号議案は、平成22年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成22年度の吉田町一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ424万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ86億7,424万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第34号議案は、平成22年度吉田町総合障害者自立支援施設備品の取得についてでございます。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設備品の取得につきまして、指名競争入札により、契約金額1,877万4,000円で、株式会社メイジョー代表取締役、戸谷栄子と契約を締結後、財産の取得を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第35号議案は、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

本議案は、平成22年3月23日の富士郡芝川町及び富士宮市並びに浜名郡新居町及び湖西市の合併に伴い、本広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第36号議案は、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてでござ

ございます。

本議案は、前35号議案と同じ理由により、本機構を組織する地方公共団体の数の減少することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第1号報告は、平成21年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告は、一般会計について、本年3月の第1回議会定例会におきまして、平成21年度で支出すべき経費を平成22年度に繰り越すことをお認めいただきました子ども手当事務費ほか8事業費につきまして、繰り越して使用する財源をそれぞれ御報告するものでございます。

なお、第33号議案の平成22年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての1議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、議会開会日当日の議決をお願いするものでございます。

以上が上程いたします7議案と報告事項1件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長兼防災監 中村久義君登壇〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 総務課でございます。第30号議案、第31号議案の2議案について御説明申し上げます。

初めに、第30号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

提出議案の1ページから3ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

本議案は、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしてしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）による地方公務員の育児休業等に関する法律、通称育児休業法（平成3年法律第110号）の一部改正が本年6月30日から施行されることから、人事院規則等の改正内容を踏まえた条例改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、父親も子育てができる働き方の実現を目指し、配偶者が専業主婦（夫）であっても、育児休業の取得を可能とし、父母とも育児休業を取得する場合、1歳2カ月までの間に1年間育児休業を取得可能とし、場合によって、再度の育児休業を取得できるなど、引用条項の改正や文言の整理について改正を行うものでございます。

条例第2条は、育児休業することができない職員について、職員の配偶者の就業の有無や育児休業取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業することができることとする改正並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整備でございます。

第2条の2は、新設であり、人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間を57日間とすることを規定しております。

第3条では、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について規定されており、第1号において、第5条の改正に伴う規定の整理を行い、第4号では、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画書を提出して、最初の育児休業した後、3カ月以上経過した場合に、再度の育児休業することができることとする改正を行い、第5号は、子の出生の日から一定期間内、57日間以内に再度の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても、再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理でございます。

第5条は、育児休業の承認の取消事由の改正を行い、職員以外の子の親が常態として、その子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由に当たらないこととしております。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員について、職員の配偶者の就業の有無や育児休業取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正並びに非常勤職員並びに臨時職員に任用される職員に関する規定の整理でございます。

第10条は、育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情の改正を行い、第1号及び第4号では、第13条の改正に伴う規定の整理を行うとともに、第5号では、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、育児短時間勤務をすることができるとしております。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取消事由の改正を行い、職員が育児短時間勤務により、子を養育している時間に職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取消事由には当たらないこととしております。

第19条では、部分休業をすることができない職員について、職員の配偶者の就業の有無や育児休業取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正及び非常勤職員に関する規定の整備でございます。

本条例の施行期日等につきましては、附則第1項におきまして、施行日は平成22年6月30日とするものであります。

また、第2項で、本条例の施行に際し経過措置としまして、改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業、または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により、申し出た計画とみなすことを規定しております。

以上が第30号議案の吉田町職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

続きまして、第31号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

提出議案の4ページ、5ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、さきの第30号議案と改正趣旨を同じくするものであり、子育て期間中の働き方の見直しの観点から、所要の改正をお認めいただこうとするものでございます。

改正の内容につきましては、育児を行う職員から請求があった場合には、職務遂行上、著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定するものでござい

す。

条例第8条の2では、育児、または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、第2項において、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合に、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定し、第3項から第5項は、第2項の新設に伴う項番号及び引用規定の整理でございます。

また、本条例の施行期日等につきましては、附則第11条におきまして、施行日は平成22年6月30日とするものであります。

また、第2条で、本条例の施行に際し経過措置としまして、改正条例の施行日以後に改正条例の規定による時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、施行日前に請求することができることを規定しております。

以上が第31号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

総務課からの2議案につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 次に、企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。企画課からは、第33号議案 平成22年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億7,424万6,000円とするものでございます。

また、この款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額は、1ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

それでは、補正内容を事項別明細書によって御説明させていただきます。

ページは4ページからとなります。

まず、13款国庫支出金でございますが、104万6,000円の増額でございます。これは農林水産業費に充当いたしまして、戸別所得補償制度導入推進事業の財源となるものでございます。

次に、14款の県支出金でございますが、20万円の増額でございます。これにつきましては、土木費に充当いたしまして、当初予算で計上いたしました河川維持管理費のうち、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業にかかわる経費に追加する財源となるものでございます。

次に、5ページでございますが、19款諸収入でございますが、300万円の増額でございます。これは静岡県市町村振興協会からの助成金となるものでございまして、総務費の上海万博ステージ出展事業費の財源となるものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思っております。

2款の総務費でございますが、300万円の増額でございます。1項6目総務管理費の企画費300万円の増額となります。

これにつきましては、上海万博ステージ出展事業費を新規に計上させていただくものでございます。これにつきましては、県は、中国上海市におきまして開催されております上海万

博に観光や文化などの魅力をPRし、富士山静岡空港の利用客増加を図るという目的を持ちまして、8月16日から22日までの7日間、静岡ウィークを日本産業館の催事ステージにおいて実施することとしております。

このため、県から県内全市町に対しまして、催事ステージにおける出展依頼がございました。当町につきましても、空港周辺の自治体の一つといたしまして、ステージ出展し、静岡県のPRとあわせまして、町のPRを行いたいというふうに考えております。なお、県の要請に応じて出展を予定している市町でございますが、ただいまのところ15市8町の23自治体がエントリーをしております。

また、県から、ステージ出展する市町につきましては、富士山の標高にちなんで行っている3,776人を県の友好都市である浙江省へ送る「ふじのくに3776友好訪中事業」にも参加してほしいとの要請がございました。このため、これにもステージ出展したメンバーを浙江省まで派遣するという事業を考えておりまして、この二つの事業に係る財源を今回計上させていただいたものでございます。なお、この事業でございますけれども、全額、静岡県市町村振興協会の助成金で賄われるものでございます。

続きまして、7ページの6款農林水産業費でございますが、104万6,000円の増額でございます。1項3目農業費の農業振興費でございますが、104万6,000円の増額となります。

これは戸別所得補償制度導入推進事業費を新規に計上させていただくものでございます。国におきましては、平成23年度から戸別所得補償制度の本格実施を目指しておりますけれども、平成22年度は本格実施への移行に先駆け、水田農業を対象とした戸別所得補償モデル対策を実施することとしておりますので、その経費を計上させていただくものでございます。なお、この事業につきましては、全額、国庫補助金で補てんされるものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

8款の土木費でございますが、20万円の増額でございます。3項2目河川費の河川維持費で20万円の増額となります。

これは当初予算で計上いたしました河川維持管理費のうち、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業に係る経費を追加計上するものでございます。なお、この事業につきましては、全額、県補助金で補てんされるものでございます。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要でございますが、このうち上海万博ステージ出展事業費につきましては、準備の都合上、ステージ出展にかかわる契約など早急に行わなければ間に合わないという状況でございます。

また、河川維持管理費のうち、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業にかかわる経費の追加計上でございますが、当初予算で計上し、借り上げました事業用の車両でございますが、これが事業途中で故障いたしまして、これを国・県と協議したところ、緊急雇用創出事業臨時特例対策費の対象事業費の中で修理をすることを認められましたので、今回の予算措置を待ちまして、修理を行う予定にしております。

こうした事情がございまして、早期に着手しなければ事業執行に支障を来すものがございますので、議会初日における議決をお願い申し上げるものでございます。

以上でございますが、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君）　ここで暫時休憩といたします。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長、仲田京司君。

〔税務課長 仲田京司君登壇〕

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。税務課からは、第36号議案 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について御説明いたします。

提出議案の12ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年3月23日に芝川町が富士宮市に、新居町が湖西市に、それぞれ編入合併をしております。この合併に伴いまして、静岡地方税滞納整理機構から芝川町及び新居町が廃され、同広域連合を組織する地方公共団体の数を減少しております。

市町村の合併の特例に関する法律第14条第1項及び地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合を組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは処理する事務を変更するには、合併後6カ月以内に関係地方公共団体の協議を経て、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣の許可を受けることになっております。

この協議に当たりまして、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係する地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、今回、静岡地方税滞納整理機構を組織する構成団体からの2町の減少につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 次に、町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。町民課からは、第35号議案につきまして、御承認いただくこととするものでございます。

第35号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを説明させていただきます。

議案書の11ページをごらんください。

市町村の合併の特例に関する法律第14条第1項及び地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、同広域連合を組織する関係地方公共団体と協議をするため、地方自治法第291条の11の規定により、この議案を提出するものでございます。

具体的には、平成22年3月23日に富士郡芝川町を廃し、その区域を富士宮市に編入し、浜名郡新居町を廃し、その区域を湖西市に編入することに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が2町減少することについて、議会のお認めをいただくこととするものでございます。

以上、町民課からの議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。



○議長（増田宏胤君） 次に、社会福祉課長、水野辰明君。

〔社会福祉課長 水野辰明君登壇〕

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。本議会に上程いたしました第32号議案、第34号議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第32号議案 吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提出議案の6ページと7ページ、参考資料ナンバー3をごらんください。

吉田町の放課後児童クラブは、現在、各小学校区ごとに3クラブ室を設置しておりますが、国の示す放課後児童クラブガイドラインにおいて、1クラブ当たりの入所者数について、最大70人が望ましいとされました。町内3クラブ室のうち、中央小学校区放課後児童クラブ室において、入所者が85人とガイドラインの基準を超えていることから、中央小学校区放課後児童クラブを分割することとし、中央小学校区児童クラブ室を1カ所増設しまして、町内放課後児童クラブ室を4カ所に変更する設置条例の一部改正をお認めいただくものがございます。

改正の内容でございますが、中央小学校区放課後児童クラブを現在実施しております吉田町中央児童館の位置であります片岡805番地の5で行う放課後児童クラブ室の名称を「中央小学校区第1放課後児童クラブ室」に変更し、さくら作業所が総合障害者自立支援施設へ移設した後の場所の片岡2002番地の2に新たに放課後児童クラブ室を設置することとし、放課後児童クラブの名称を「中央小学校区第2放課後児童クラブ室」とし、条例の施行時期につきましては、平成22年10月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、第34号議案 平成22年度吉田町総合障害者自立支援施設備品の取得について御説明を申し上げます。

提出議案の9ページ、10ページと参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

現在建設を進めております総合障害者自立支援施設の円滑な運営を図るため、必要な備品を整備することを目的として、吉田町総合障害者自立支援施設における棚、事務・応接、作業用机及びいす、ロッカーなどの必要な備品の購入を行うものでございます。備品の取得の内容でございますが、品名は施設備品一式、契約の方法は指名競争入札による契約、契約の金額は1,877万4,000円、契約の相手方を静岡県榛原郡吉田町片岡1044番地の1、株式会社メイジョー代表取締役、戸谷栄子とするものでございます。

参考資料ナンバー4の1ページをごらんください。

入札結果表であります。

平成22年5月21日の午前10時から指名競争入札を執行いたしました。指名業者11社のうち、3社の辞退、1社の欠席がありまして、7社での入札となりました。この結果、落札価格1,788万円で、株式会社メイジョーが落札しましたので、落札価格に100分の5を加えた金額の1,877万4,000円で仮契約を締結しております。

この仮契約は、地方自治法第96条の議決事件の規定に基づき、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格1,500万円以上の動産の買入れに該当しますので、議会の議決をお願いするものでございます。

備品の取得の具体的な内容でございますが、参考資料ナンバー4の2ページの備品概要書にありますとおり、施設における棚、事務・応接、作業用机及びいす、ロッカー等ござい

ます。

3 ページ、4 ページがその備品の一覧でございます。

以上、社会福祉課から2件の議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました第30号議案、31号議案、32号議案、34号議案、35号議案、36号議案の6件につきましては、議会最終日に採決予定でありますので、よろしく申し上げます。

---

### ◎第1号報告の報告

○議長（増田宏胤君） 日程第8、第1号報告 平成21年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告について報告を行います。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。第1号報告 平成21年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。

資料の13ページ以降をごらんいただきたいと思います。

この報告でございますが、3月議会定例会の平成21年度一般会計補正予算（第4号）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、平成22年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしまして御報告するものでございます。

計算書の内容でございますが、提出議案の14ページをごらんいただきたいと思います。

平成21年度一般会計予算を平成22年度に繰り越しさせていただきました事業は、計算書に掲げました9事業でございます。

まず、3款2項の子ども手当事務費でございますけれども、事業費504万円全額を平成22年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金491万8,000円と一般財源12万2,000円でございます。

次に、3款2項のさくら保育園運営費（下水道接続工事）でございますが、事業費265万円全額を平成22年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金226万円と一般財源39万円でございます。

続きまして、8款2項の大幡川幹線道路改良事業費でございますが、事業費2,980万円全額を平成22年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金2,541万8,000円と一般財源438万2,000円でございます。

次に、8款2項の日の出12号線道路改良事業費でございますが、事業費940万円全額を平成22年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源につきましては、未収入の国庫支出金802万円と一般財源138万円でございます。

次に、8款2項の橋梁維持補修費（橋梁長寿命化調査委託）でございますが、事業費530万円全額を22年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金452万1,000円と一般財源77万9,000円でございます。

続きまして、8款4項の土地区画整理事業（浜田土地区画整理組合補助金）でございますが、事業費869万4,000円の全額を平成22年度に繰り越して執行するものでございます。この財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、9款1項の防災情報通信設備整備事業費（J-ALERT整備）でございますが、事業費815万6,000円全額を平成22年度に繰り越して執行するものでございます。この財源につきましては、全額未収入の県支出金815万6,000円でございます。

次に、10款2項の理科教育設備整備事業費でございますが、事業費31万8,000円の全額を平成22年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金15万8,000円と一般財源16万円でございます。

最後に、10款3項の理科教育設備整備事業でございますが、事業費33万9,000円全額を平成22年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の国庫支出金16万9,000円と一般財源17万円でございます。

以上が第1号報告の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

---

### ◎第33号議案の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第9、第33号議案 平成22年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより第33号議案についての質疑を行います。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

6ページでございますが、上海万博ステージ出展事業ということで、先ほど町長の行政報告の中から目的とか、そういうのはわかりました。この中で特別旅費77万円ということで計上されておりますが、何日ぐらいで何人行くのかかわったら教えていただきたいと思います。

それから、PR用資材ということで163万円ということですが、内容的にどんなものかわかれば教えていただきたいと。

もう1点でございますが、7ページでございますが、戸別所得補償制度の導入ということで、現地確認等協力員報償金ということで10万円ありますが、協力員が何名ぐらいでこれをやるのかということで、その2点を教えていただきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問のまず1点目、何日間ぐらい、何人行くのかと、こういうことでございますが、出張期間として予定しておりますのは、8月16日から20日までの5日間を考えてございます。それで、上海万博静岡ウイークのステージ出展につきましては、県のほうの割り当てが決まっております、8月17日の夕方といいますか、夜といいますか、2回ステージが組まれております。それで、それが終わりました、18日、19日の2日間で浙江省に公式訪問すると、こういう予定にしております、全行程で移動を入れまして5日間と。

人数につきましては、副町長を団長といたしまして、全員で7人ということで派遣をする

予定にしております。

それと、PRの内容でございますけれども、PRの内容につきましては、かなり制約の厳しいステージでございます。現地で上海万博の中国当局の方々と日本産業館の方々との調整を踏まえて、その後に静岡県がまた調整すると。その中で、市町のやり方が決まってくるということで、大変厳しい内容でございますけれども、今のところ、ステージに190インチの大型ビジョンが設置されておりますので、それを利用いたしまして、当町のプロモーションの映像をつくって流そうということで検討しております。それと、町の紹介を踏まえたようなクイズ形式のものを考えておまして、会場のお客様を引きつけるために、地場産品の景品を携えていきたいというふうに思っております。

それと、現地の協力員でございますけれども、やはりすべて中国語対応でなければ許していただけないということがございまして、協力員1名ということで、通訳を踏まえた協力員をお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

7ページの戸別所得補償制度の現地確認の協力員ということでございますけれども、部農会長さんたちの20名を予定しております。

以上でございます。

○2番（枝村和秋君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

今、同僚議員から質問が出たわけでございますけれども、上海万博の関係でございます。過日、議案が配付された折に課長に確認したところ、PRビデオ等に私企業の名前はまずいということでありましたが、吉田というものが出てはまずいというような御説明があったのですが、今の御説明ですと、町のPRということで、町がもっと全面に出て、そのビデオの中に名前を出してできるかという確認をしたいと思えます。

というのは、議案の説明の中で、中国の方々の万博会場にいらっしゃる皆様方に吉田町のPRを行いたいというような御説明がある中、町名を出すことができないということは、どのようにPRなされるのかなといった点を不思議に思いましたので、その点についてお願いしたいと思います。

それと関連しまして、副町長の団長を初め、あと6名の方が行かれるわけでございますが、漏れ聞こえてくるところによると、割と若手の方々を大勢連れていかれて、職員研修の一環ということで、大変いいことだなと思うのですが、町長からの行政報告によりますと、観光・企業・労働力、あとPRのような形でというお話があるわけですが、どのような観点から選考されたのか、その辺についても御説明をお願いしたいと思います。

それと、全額振興協会のお金だということでございますけれども、職員の方々が外国に行かれるときの費用弁償等、その辺はないと思ったのですが、その辺のところ町が新たに負担するもの、事業であるならば、行かれる職員の職員人件費に関しても、この300万円の中で見ることも可能ではなかったかなと思うのですが、その辺についてお願いしたいと思います。

それと、戸別所得の関係でございますけども、このPRに対しまして、過日、学習ホールにおいて説明会があったと伺っておりますが、吉田町のお米は大変素晴らしい評価を受けて、なかなかこれに該当するのもない等のお話も聞いているわけですが、その説明状況について御報告をお願いしたいと思います。その2点、お願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） まず、1点目の町の名前を出せるか出せないかというところなんですが、非常に先ほども申し上げたとおり、厳しい内容の提示がありまして、個別の団体をPRするようなPRの仕方はできないということで、吉田町だけ単独で吉田町という文字を出したPRの仕方はできないということになっています。静岡県の中の吉田町という、静岡県のPRの中の吉田町という出し方ならいいというように聞いているのですが、実際にプロモーションビデオ等をつくる中で、コンサルタントを入れて、この程度ならいけるというところを煮詰めながらつくっていくしか、今のところ方法がないということで、出展団体すべてがその規制をどうやってクリアしていくかということで、今、調整をしている段階です。

映像につきましては、吉田町のロゴが出るとか、そういう規制に触れるようなものを除きながら、風景を描写するとか、あと例えばシラス漁の水揚げの様子とか、ウナギの養殖の状況とか、そういうものを入れ込んで、吉田町だということをわかるような内容にしながら仕上げていきたいというふうに思っております。あと、企業の名前についても、映像に出てくることはまかりならんというような状況でございますので、非常に慎重に制作をしなければいけないという中で、吉田町をしっかりと売り込んでいきたいというふうに思っております。

それから、6人の職員の選考ということでございますけども、お話にありまして、比較的若手をということで今回考えておまして、まず所属から申し上げますと、企画課から2名、産業課から1名、総務課から2名、教育委員会から1名ということで考えております。

それで、企画課の2名につきましては、出展、それから3776空港担当も兼ねておりますので、総合的なコーディネートと現地での出展のプロデュースをするということから2名考えております。

それから、産業課でございますが、産業観光振興をメインとしたPRということにしたいと思っておりますので、そうした観点で1名お願いをしております。なお、この時期というのは、花火大会の時期も迫っております、非常に厳しい時期ではございますが、中国へ行ってPRをするという体制を整えようとしております。

それから、総務課の関係でございますが、行くだけでは仕方ありませんので、こちらへ帰っての広報もございまして、それから現地での外国向けの広報のノウハウも培ってこななければいけないというふうに思っておりますので、そういう意味で広報担当も派遣するつもりでおります。

それから、これは逆に向こうの実情を見て、こちらのこれからは生かしていかなければいけないという分野で教育文化、そうした現地の方々の教育環境というものはどうなっているのかとか、こちらにいらした場合にはどういう対応をしなければいけないかというようなところを主に念頭に置いて派遣するという者が1人。

それから、地域安全の関係で、向こうの実情を見て、こちらに生かしていくと、こういうようなことで地域安全のスタッフを1名、全員で6名と。それに団長の副町長を入れて7名

という内容でございます。

それから、費用弁償とか、人件費ということでございますけども、この300万円を上限とする事業費の中で、出張経費についてはすべて賄われます。したがって、町費をつけない中で、すべて旅費も賄うというふうに思っております。

それから、人件費というのがよくわかりませんが、例えば人を雇い上げをした場合とか、そういう場合も対象にはなりませんけども、今回は現地での通訳とか、そういうものはこの300万円の中で見れるということになっておりますので、それを活用したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

学習ホールにおける説明状況でございますけれども、戸別所得補償制度の説明会につきましては、4月16日に夜7時から学習ホールのほうで開催いたしました。主に制度の説明ということで、自給率向上事業と米のモデル事業につきましては、国の農政事務所のほうの担当官が説明をしていただきました。その中で、県が指定するその他の作物につきましては、志太榛原農林事務所の担当係、加入申し込みの手続につきましては、うちの産業課の職員が説明したという説明状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

わかりました。先ほどの上海万博関係でございますけれども、将来有望な職員に育てていただきたい方々が大勢行っていたらということ、また結果報告のほうも大変期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

万博とあわせて、18日、19日で浙江省のほうへ公式訪問されるということですが、そこでもPRされるのですか、その辺のところをお願ひしたいと思います。

それと、先週の日曜日ですか、町長と教育長も参加されました国際交流のほうに、吉田町の中にも中国の方々が大勢いらっしゃいますので、せっかくの機会ですので、そういった方々に吉田町をPRするにはどういったところがいいかということをお聞ひして、PRビデオ等ですね、役員の中にも、たしか私企業にお勤めの中国の方がいらっしゃったと思うものですから、そういった方に投げかけもすることによって、職員が行って、中国に吉田町をPRするに当たって、町のほうにいる外国の方々にもということ、相乗効果が生まれると思うのですが、そのようなことも御検討されるかどうか、御答弁をお願ひしたいと思います。

もう1点、先ほど出ましたけども、河川維持管理費で修繕された車両とあるんですけども、車両というのは修繕費として気がつかないものですか、具体的に何が壊れたのか、その説明もお願ひしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課からは上海と浙江省の関係をお答えさせていただきますが、まず浙江省への行程でPRをするかどうかということにつきましては、今回、浙江省の公式訪問の中に入りますので、吉田町だけが突出してPRができるというような状況にはなっておりません。

それで、県で仕立て上げた訪問コースに従って、その中に入って行くということで、浙江省の中では、何コースかあるうちの静岡県企業がでてるところが、杭州経済技術開発区というところがあるそうでして、そこの中に静岡県企業が幾つか進出しているということで、その県内企業の中国における活動を見ながら、そこを公式訪問すると。それから、その開発区の中国の公の機関のところを表敬訪問するというような予定が入っております、そうした中で名刺交換を行うとか、そうしたところでのPRということに限定されるというふうに思っております。

それと、国際交流協会の方々との連携ということでございますが、そうしたところも提携してやりたいのはやまやまですが、今回のステージ出展、それから公式訪問、これにつきましては、すべてが中国の制約の中、それから日本の制約の中、それから県の制約の中という中でございますので、まず参加をして、様子を探るとというのが、最も今回重要視すべき点だと思っております。それを踏まえて、今後、PRの方法等、こちらにいらっしゃる方々にお伺いしながら連携していくということが大事ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 河川維持の関係の中の修繕料の関係でございます。現在、都市建設課のほうでは、緊急雇用で2名雇ってございます。その中でトラックのほう、1台リースをしております。そのトラックでエボ池のほうをパトロールしていたわけですが、道路が冠水しております、その中に車が入ってしまったということで、水がエンジンの中に入ってしまったのではないかと考えております。その修繕料として20万円ということでございます。よろしくをお願いします。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。御協力いただきありがとうございます。ありがとうございました。

次回の本会議は、6月15日火曜日午前9時から本会議、一般質問であります。よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時20分



開議 午前 9時00分

- 議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。  
本日は定例会第12日目でございます。
- 

◎開議の宣告

- 議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。  
一般質問は通告順次によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 佐藤正司君

- 議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。  
〔1番 佐藤正司君登壇〕  
○1番（佐藤正司君） おはようございます。

私は、さきに通告してある吉田高校についてと、町の生活環境政策はの2点質問します。  
初めに、吉田高校の統廃合問題についてです。

私は、吉田高校がなくなると、この地域の子供たちの教育の場が大きく変化し後退してしまうのではないかと、失われていく部分を心配するものです。また、吉田高校がこれまでに地域に影響を与え貢献してきたことを考えると、町の文化、町づくりに及ぼすマイナス面も大きなものだと考えます。私は、どうしても存続させたいと考えております。

先日12日に学習ホールで同窓会が中心になって開いた、榛南地域の子供たちの教育環境を守ろうと、吉田高校の存続を求める住民集会は、吉田町をなくすなど、400人以上が集まり、会場がいっぱいでした。こうした取り組みは、もう決まったことだからと思っていた方たちにも働きかけ、何とかしたいという町民の意思をつくる大きな行動だったと思います。こうした取り組みは、町長は先日の住民集会で発言され、「広報よしだ」6月号に、吉田高校の存続の意味についてと書かれていますが、改めて伺います。私は、昨年の6月議会の一般質問でも同じ質問をしました。今回も吉田高校を存続させたいとの思いで質問します。

質問通告してあることは3点です。

一つ、教育委員会は、平成25年度4月から吉田高校と大井川高校を統合して、新校地を大井川高校と決め、吉田高校を閉校すると3月に発表しました。町は、今までどのように対応してきたのか。

二つ目に、我が町の教育、文化環境として、吉田高校の存在は大きい。吉田町にとって吉田高校がなくなることの影響をどのように考えているか。

三つ目、中学生と小学生の子供を持つ親は、吉田高校が閉校されることを心配している。3年後に迫った統廃合計画を延期または凍結させて、県教育委員会に再検討させることはできないか。

次に、町の環境政策について聞きます。

第4次吉田町総合計画の基本構想には、生活環境について、地球に優しい循環型社会を構築するとして、地球温暖化を防止し、地球環境を保全するために、意識の高揚と体制づくりに、住民、企業などと連携して取り組みます。また、ごみの減量化や再資源化を進め、快適に暮らせる、地球に優しい資源循環型社会を構築しますと書かれています。町は、基本計画の生活環境で、地球に優しい循環型社会を構築するとして、環境衛生やごみ減量、リサイクルや、環境汚染防止策と地球温暖化防止策、そして、環境学習、環境教育を上げ、具体的に取り組みを進めていることは理解しております。しかし、これらの環境対策を具体的に進めていく上には、行政が主導していかなければならないと思います。

そこで、3点について質問します。

一つ、生活環境で、町民からの苦情の件数及びその内容はどのようなものか。

二つ、担当課は、ごみ減量と確実な分別のために、ごみの出し方出前講座を行っているが、その実績は。また、講座を実施した効果はどうか。町内の隣組すべてで、職員を講師に出前講座を開く考えはないか。

三つ目に、町の総合計画の中で、環境基本条例の制定を検討するなど、住民、事業者、行政が連携して、公害の防止に町ぐるみで取り組みますとしているが、条例制定について、今後どのように進めるのか。

以上、質問します。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田高校についての御質問にお答えします。

まず、1点目の県教育委員会は、平成25年度4月から吉田高校と大井川高校を統合して、新校地を大井川と決め、吉田高校を開校すると、ことし3月発表した。町は今までどのように対応してきたかについてお答えします。

今定例会初日の行政報告の中でも申し上げましたが、吉田高等学校と大井川高等学校との統合再編は、平成17年3月、静岡県教育委員会が策定した静岡県立高等学校第2次長期計画に基づいて進められているものでございます。この静岡県立高等学校第2次長期計画は、20人の有識者をもって平成15年12月に組織された検討委員会で、平成17年1月に提出した最終報告に沿って策定されたものでありますが、検討委員会の最終報告には、統合再編対象の具体案は示されておらず、最終報告を受けた県教育委員会が第2次長期計画原案を作成する中で、県内を10区分した各地域の具体的な再編整備の基本方向を盛り込んだものであります。

その10区分された一つの区分として、志太榛原地区、志榛地区という枠組みでまとめられた地域が掲げられ、吉田高等学校と大井川高等学校との再編整備計画が盛り込まれました。

この計画原案は、平成17年2月25日から同年3月18日までの間、パブリックコメントに付されましたが、パブリックコメントに先立って、町に対する第2次長期計画原案の概要説明があったことは記憶しております。しかし、その説明の際には、再編整備の具体的方向性は今後検討するという内容にとどまっており、具体的な取り組みなどについての説明はございませんでした。その後2年ほど、この件に関して県教育委員会から町に対する説明や相談などはなく、平成20年2月になって突然、県教育委員会事務局職員が、吉田高等学校と大井川高等学校との再編整備のたたき台を持って当町に参りました。

そのたたき台には、統合再編してできる新しい高等学校の設置場所として、吉田高等学校敷地にする場合、大井川高等学校敷地にする場合、第3の土地を取得して新設する場合の三つのシミュレーションが示されておりました。そして、その中で最も財政的負担を軽減できるのが、大井川高等学校敷地に統合する案であると結論づけてあり、まさに結論を誘導する内容でありました。私はそれを見ましてすぐに激しい憤りを覚えたことは、今でもはっきりと記憶しております。このため、その場で、結論ありきの話は聞けない旨を申し述べ、強く抗議いたしました。それにもかかわらず県教育委員会は、当町で強く異論を唱えたその資料を携えて、平成20年2月に吉田高等学校関係者に対する説明会を実施し、そこでも大反発を受けております。以来、県教育委員会と吉田高等学校関係者との関係は急速に悪化いたしました。

吉田町長は、吉田高等学校後援会長も務めておりますので、その立場からも、県教育委員会の強硬な再編整備の進め方にたびたび抗議し、見直しを求めましたが、県教育委員会の対応は、こちらが望むような白紙での対話とならず、県教育委員会が企画する説明会の出席も拒絶せざるを得ない状態が続きました。

こうしている間に県教育委員会は、平成22年3月26日の年度末を迎える時期に、急遽、臨時会を開催し、仮称志榛地区新構想高等学校について、校地を現大井川高等学校敷地とし、開校予定時期を平成25年4月1日とすることを決定してしまいました。それまで、町当局といたしましては、県立高等学校の再編整備の問題は、県教育委員会という同じ行政が担う独立した事務であるため、直接的な抗議行動に出ることは極力差し控え、吉田高等学校同窓会などを支援する立場にとどめることとしておりました。しかし、平成22年3月26日に県教育委員会が地元無視の採決を強行する予定であるとの情報を得たことから、火急の場合であると判断し、態度を一変させて、町当局からも直接県教育委員会に働きかけを行うようにいたしました。

この方針変更後は、平成22年3月24日に吉田高等学校同窓会やPTA、そして後援会の役員と話し合いを行い、平成22年3月25日には、議長と地元の大石県議会議員にも同行いただきまして、同窓会長、PTA会長らとともに川勝知事を訪ねて、直接知事に地元の気持ちを話いたしました。このとき川勝知事には、県当局として吉田高等学校の存続を検討していただきたい旨を陳情いたしました。しかし、知事は、教育委員会という独立した行政委員会の所管に係る件であるとの姿勢に終始し、平成22年3月26日の県教育委員会臨時会は、予定どおり開催される運びとなりました。

このため私は、県教育委員会臨時会開催前に県庁に到着し、地元の県議会議員や吉田

高等学校関係者と一緒に、統合再編計画に反対する約2万人分の署名を県の教育長に提出し、地元の声を踏まえた審議を促しましたが、聞き入れられることもなく、原案どおり全会一致で可決されてしまいました。その後、県庁内で記者会見を行い、強硬な県教育委員会の姿勢を非難するとともに、計画の凍結を求める表明を行ったことは、マスコミでも報道されたとおりでございます。

その後は、当町としてさまざまな機会をとらえ、吉田高等学校に係る再編整備の進め方について、県当局と県教育委員会に対して抗議の意を表しましたところ、4月14日には県の教育次長が、4月28日には県の教育長が当町に出かけてこられました。また、それと並行して県教育委員会事務局の担当職員も何度か来庁しておりますので、窓口を県教育委員会に絞った上で、頻繁に議論を戦わせております。

県教育委員会の教育長を初めとして、窓口にならされている職員全員に対し、これまでの県教育委員会の地元無視と高圧的な姿勢を非難するとともに、しっかりとした地元への説明を行っていただくことを強く要求し続けております。そして、当町の意味がより一層明確に県教育委員会に伝わるよう、口頭だけでなく吉田町長名の文書による要求も行いました。

平成22年6月9日に、県の教育委員会委員長と教育長にお会いし、地元に必要な説明を行って、理解を得るまでの間、仮称志榛地区新構想高等学校の開校に踏み切らないようにとの意見を書きとめた、県教育委員会委員長あての要望書を提出してまいりました。そして同時に、要望書を県教育委員会に提出したことを副知事にも報告して、県当局に対しても当町の意味を伝えてまいりました。

町では、このように県教育委員会に働きかける一方で、吉田高等学校同窓会との連携を強めながら、目下、祈るような気持ちで吉田高等学校存続を訴え続けております。

次に、2点目の我が町の教育、文化環境として、吉田高校の存在は大きい。吉田町にとって吉田高校がなくなることの影響をどのように考えているかについてお答えします。

皆様御承知のとおり、静岡県立吉田高等学校は、当町の先人の皆様方の熱い思いが結集され、昭和47年4月1日に開校いたしました。以来、当町の教育、スポーツ、文化の振興に大きく寄与していただいたばかりではなく、この地域の福祉分野を支えるたくさんの人材も輩出していただきました。そして何よりも、この地域のみならず、日本の将来を担う子供たちを町内の県立高等学校ではぐくむことができたということは、それ自体で町に大きな活力をもたらしてくれたものと感じております。

第4次吉田町総合計画の心豊かな人を育むまちづくりの1番目に掲げた、次代を担う人づくりを進めるという基本構想に基づく中高等教育の基本計画には、吉田高等学校の存続が課題となっております。そして、多様な教育機関の誘致を念頭に置いた教育基盤の整備充実を検討する内容が盛り込まれております。これは、今生きる私たちにとっての一大事が人づくりであるとの考え方に基づくものであり、現に今ある県立吉田高等学校という重要な教育機関がなくなことは、計画を具現化しようとして諸施策を展開している当町にとりまして、計り知れないほどの大きな影響があることは、詳しく述べるまでもないことであると存じております。

次に、3点目の中学生と小学生の子供を持つ親は、吉田高校が閉鎖されることを心配している。3年後に迫った統廃合計画を延期または凍結させて、県教育委員会に再検討させることはできないかについてお答えします。

静岡県立高等学校第2次長期計画では、おおむね平成17年度から平成27年度までの間に12の県立高等学校を5校に再編整備する計画が掲げられており、実際に統合に向けての主な調整が終わろうとしているところでもございます。また、それ以前の第1期長期計画では、実際に10の県立高等学校が5校に再編整備されており、少子化時代に向けての静岡県の県立高等学校統合再編は、着実に進展をしている状況であります。

こうした中で、県教育委員会が一たん決定した方針全体を白紙に戻すようなことは、現実としては起こり得ないことであると考えますが、開校予定時期につきましては、開校のできるだけの条件整備を伴うものでございますので、学校関係者や地元住民が次の段階に進むために、県教育委員会に対して十分な説明を求め、県教育委員会がそれにこたえる姿勢を示すのであれば、新構想高等学校の開校時期を予定よりもおくらせることは、あり得ないことではないと考えております。

今のままでは、吉田高等学校関係者も、ほとんどの吉田町民も、この再編整備計画について、県教育委員会から十分な説明を受けたという実感も、意見交換を行ったということもありません。このような状況で、吉田町民が熱望してできた県立吉田高等学校がなくなることを許容することなどできるはずもございません。

ただいま吉田高等学校同窓会の皆様や、それを支援される方々も、存続を強く望んで、いろいろな活動を行っておられます。それは、この地域の子供たちによりよい教育環境を残したい、できる限り教育を受ける上での負担を軽減してやりたい、地域の活力が低下することを防ぎたいとの熱意からであります。

県教育委員会が志榛地区の再編計画の方向性を決定してしまった現時点では、どのような方向になろうとも、次の段階を展望するための努力をしなければならないわけですので、この地域の子供たちの良好な教育環境を整えることを目指し、粘り強く県教育委員会と対話を重ねてまいりたいと考えております。

この問題は、平成23年度の高校進学者の進路にかかわることでもありますので、時間的な猶予はございません。県教育委員会が対話に応じてくれる環境を構築し、当町にとっても最良の選択を行うことができますように、皆様方の御協力をお願いするものでございます。

次に、町の生活環境対策はの御質問にお答えします。

まず、1点目の生活環境問題で、町民からの苦情の件数及びその内容はどのようなものかについてお答えします。

町民の皆様から寄せられる苦情につきましては、大きく分けて、隣地の管理に関するもの、空き地等で行う野焼きに関するもの、犬、猫等の飼育に関するもの、ごみ出しに関するもの、さらには、広範囲に影響を与える、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、臭気といった公害に関するものでございます。

隣地の管理に関する苦情につきましては、町外にお住まいの方が求めた分譲地や、町外への転出に伴い空き家となった敷地内の樹木の枝や雑草に関するものが大半で、その対応としましては、土地の所有者を確認し、現地調査をした後、維持管理についての依頼文に現況写真を添えて、速やかに改善措置をとるようお願いしております。

野焼きに関する苦情につきましては、空き地等で行われる野焼きが地域住民の日常生活に影響を及ぼす場合に生じます。野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2に、廃棄物の焼却禁止が定められておりますが、同条第3号及び同法施行令第14

条におきまして、焼却禁止の例外として、農業、林業または漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却が認められております。このことから、農地内で発生したもみ殻、あぜ草などの農地の維持管理に必要な焼却等に関しましては、法的に問題はございませんが、同じ地域で暮らす住民との間に生活環境上の問題を生ずるおそれもありますので、両者の良好な関係を保つためにも、地域住民に御迷惑をかけている場合には、農業従事者に対し改善措置をとるようお願いしているところでございます。

また、犬、猫等のペットに関する苦情につきましては、多頭飼いによる鳴き声や、排泄物の異臭によるものがございます。これらにつきましては、県の中部健康福祉センターの動物指導班が指導を実施しておりますが、飼い主のマナー違反や迷い犬、野良猫等に関する苦情も多数寄せられているのが実情でございます。

騒音、振動につきましては、工場及び事業所における事業活動や、建設工事に伴って発生するものなどがございますが、これらにつきましては、法律により規制措置が講じられております。町内で発生しております主な騒音に関する苦情につきましては、プレス機による打音、ボイラーからの発生音、早朝に行われる荷物の積みおろし音、それから鳥よけの空砲音などがございますが、現地調査後に改善措置を要求したにもかかわらず改善されない事業場等に対しましては、環境調査分析業務委託事業の中で調査をし、指導、勧告を行っております。

なお、振動に関する苦情につきましては、特に届いておりません。

また、臭気につきましては、生活環境に関する住民意識の変化や住宅事情等により、飲食業等のサービス業を初め、従来とは異なる業種がもたらす悪臭に関する苦情が頻繁に寄せられるなど、悪臭問題の複雑化に伴い、臭気に関する規制が、平成21年4月から、特定悪臭物質の濃度による規制から、人間の嗅覚を用いてにょいの程度を数値化する臭気指数による規制に変更されております。

なお、苦情等につきましては、食料品製造会社から発生する悪臭、焼却施設からの悪臭などがございますが、平成21年4月の臭気指数による規制の導入時からは、悪臭対策を講じていない事業場に対し、臭気指数の測定を実施するとともに、悪臭防止法に基づき、定められた規制基準値に違反した事業所に対しましては、改善報告書を提出させるなど、指導、勧告を行っているところでございます。

他方、大気汚染、水質汚濁に関しましては、町は県とともに現地確認を実施しておりますが、被害規模の大きなものにつきましては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく県の立入検査を実施して、改善命令等の指導を行っているところでございます。

なお、苦情内容といたしましては、産業廃棄物処理事業所や一般事業所の焼却炉からのごみ焼却における排煙や、食料品製造会社や飲食店等から排出される油分などが上げられます。

町民の皆様から寄せられる苦情件数につきましては、平成20年度が91件、平成21年度が108件と増加傾向にあり、このうちの30件程度は、民地の雑草や樹木の管理に関するものでございます。また、電話やEメールにより寄せられた苦情はほとんどが匿名のために、通報者にその結果を報告できないのが実情でございます。

次に、2点目の担当課はごみ減量と確実な分別のためにごみの出し方出前講座を行っているが、その実績は。また、講座を実施した効果はどうか。町内の隣組のすべてで職員を講師に出前講座を開く考えはないかについてお答えします。

現在、吉田町の一般家庭から出るごみは、粗大ごみなどを除き、吉田町牧之原市広域施設組合から委託を受けた業者が地区ごとに収集し、可燃物は清掃センターに、資源物である金属類、容器包装プラスチック類、いわゆるプラマークありのプラスチック、その他のプラスチック類、いわゆるプラマークなしのプラスチック、ガラス類、ペットボトル、白色トレーの6種類は、リサイクルセンターや、委託契約した処理業者に搬入しております。また、蛍光管、乾電池類は、拠点回収として公共施設や町内の協力店において回収しているほか、古紙類は、各小学校、中学校のPTA、子供会、育成会などで集団回収をし、ごみの減量、再利用、再生利用を図っております。さらに、平成20年1月からは、古紙類の拠点回収を各自治会でスタートさせ、ストック場所の備品については町で用意し、資源回収で得た収入につきましては各自治会の自主財源とし、地域に還元をされております。

平成18年ごろのプラスチック類の出し方は、汚れのついたもの、ペットボトルに異物が混入したもの、市販袋の入れこし等が数多く見られ、平成19年の容器包装に係る分別収集及び再商品化の食品等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法の改正により、これまで収集袋の中に入れこしていたプラスチックのものにつきましては、破袋が義務づけられました。

こうした中、町では、吉田町牧之原市広域施設組合と連携して、職員が地域に出向いて、町民の皆様がふだんごみ出しについて疑問に感じていることや不審に思っていることなどを確認するとともに、プラスチック類の分別の必要性、重要性を認識していただいた上で分別の徹底を実行していただくことが、結果としてリサイクルの推進とごみの減量化、ひいては経費の削減につながるの思いから、出前講座を開設いたしました。

この出前講座を始めるに当たり、平成19年6月の自治会連合会の定例会において、正副自治会長に趣旨説明をするとともに、各町内会単位等での開催をお願いいたしました。これを受けまして、7月9日に川尻上組町内会が小山公会堂で出前講座を開催したのを皮切りに、組長定例会などを利用して、各自治会館、公会堂、集会所で合わせて26回開催し、延べ769人の方が受講をされました。各町内会での開催が平成19年度中に一通り終了したこともあり、平成20年度は、主に隣組単位を対象に、公会堂、地区集会所や組長宅などで8回開催し、延べ241人の方が受講をされました。また、平成21年度には、隣組、さわやかクラブ、各種団体、さらには、町内企業に勤めております外国人などを対象に、公会堂、地区集会所、組長宅や近所などで13回開講し、延べ230人の方が受講されております。

この出前講座による効果といたしましては、ごみ袋に名前や番号をつける等でステーションのごみ出しルールが確立されたこと、処理方法がわからないままに家庭内に置かれていたプラスチックと金属混合のおもちゃ、使い捨てライターなどが、出前講座における説明により分別が図られ、プラマークなしの収集量が平成19年度には306トンあったものが、平成20年度には167トン、平成21年度には146トンと減少し、経費の削減につながっております。

本年度につきましても、従来どおり、隣組単位やごみ分別に関心のあるグループや団体からの要望に応じて出前講座を開催しております。加えて企業におきましては、社員教育の一環として、町内に集中しているブラジル人、ペルー人、中国人などを対象に、ごみ収集方法と分別についての出前講座を御利用いただいておりますので、これにあわせ、町でも、平成20年8月に作成したごみの分け方、出し方のパンフレット及び、平成21年11月作成のプラマークあり、プラマークなしのチラシを翻訳し、説明資料とあわせて配布しているところでございます。

このように出前講座は、スタートした平成19年度には全町内会を対象に実施し、平成20年度以降は、各地域やグループ、団体、企業からの要請に応じて行ってまいりました。町といたしましては、町内全域において一通りの説明会が開催されたものと受けとめております。

この出前講座のような講座は、住民からの自主的な要望により行うもので、決して町が強制的に実施するものではありませんので、町では、全住民の皆様を対象にした別の周知方法として、平成20年8月には、わかりやすい絵入りのごみの分け方、出し方のパンフレットを全世帯に配布するとともに、平成21年11月には、プラスチック類の分別収集の徹底を図るために、プラスチックありとプラマークなしの出し方についてのチラシを全世帯に配布させていただいたところであります。

したがいまして、現時点におきましては、出前講座は十分充足しているものと受けとめておりますし、町民の皆様からは、これまで以上に開催してほしいとの要望も今のところ届いておりませんので、全職員を動員しての出前講座の開催は考えておりません。しかしながら、今後、開催要望の声があればそれに応じることは、言うまでもございません。

次に、3点目の町の総合計画は、環境基本条例の制定を検討するなど、住民、事業者、行政が連携して公害の防止に町ぐるみで取り組みますとしているが、条例制定について今後どのように進めるかについてお答えします。

環境基本条例は、環境基本法第36条に、地方公共団体は、第1項施設に定める国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた環境の保全のために必要施策をこれらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする定められて、県内市町でも、環境政策を総合的に実施していくために、22団体が環境基本条例及び環境基本計画を定めております。

静岡県におきましては、平成8年に静岡県環境基本条例を制定し、市町村の責務として、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施することを掲げております。

こうした中、当町におきましては、第4次総合計画の中に環境基本条例の制定を位置づけ、すばらしい環境を守り育て、将来の世代に継承していくためには、従来の公害や廃棄物問題のみならず、各般にわたる環境の保全と創造に関する総合的、計画的な施策を推進していくこととしております。

環境基本条例を制定するためには、自然的環境から社会的環境まで多岐にわたるデータ収集を行うことが不可欠であり、データ収集こそが、地域に適合した環境基本条例を制定するための重要なポイントになります。また、条例制定後には、実際に環境を保全していくための具体的な施策を環境基本計画として策定し、実施していくことになります。このため当町では、環境基本条例の制定と基本計画の策定はセットと考えており、目下、同時期に施行させることを目指して準備を進めております。現時点でも、既に環境基本条例の素案はおおむね形になっておりますので、今後、町の実情に合った実践的な環境基本計画の策定を目指してまいりたいと考えております。

議員におかれましても、このような状況を十分にお酌み取りいただきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） すみません、今、再質問する前に数字の確認をちょっといただき



たいんですけれども、12校を5校にというくだりがありましたよね、そこをちょっと。1次、2次の計画。17年からとたしか言って。第2次。

○町長（田村典彦君） 第2期の長期計画で12校を5校に。

○1番（佐藤正司君） それは25年から27年までの間ということだよ。

○町長（田村典彦君） そうですね。17年から27年までの間に、12校を5校に再編整備する。

○1番（佐藤正司君） 22校を10校ですよ、それは。第2次は25年から27年ですよ。それに入っているでしょう。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございますが、今の御質問ですが、第2期の長期計画が、17年から27年の間が対象となっております、その終期が27年ということで、おおむね25年から27年を目指して整理統合を図ろうと、このような計画になっております。

以上です。

○1番（佐藤正司君） はい、わかりました。じゃ、再質問します。

初めの答弁で詳しく経過を話していただいて、私も知っているところもあったし、知らなかった部分もありまして、この間、初めも言いましたように、住民集会での町長の発言、それから、今回、「広報よしだ」の6月号に詳しく経過とあわせて載っているもので、これ、町民の方は手元にまだ行き渡っていないのかなと思いますけれども、これを読めば本当に町の立場もわかるし、県教育委員会が、ちょっと、なぜこういう計画を押し付けてくるのかというところに私も疑問を持ちます。そういう意味では、本当に3月に臨時会で決定したことというのは、直させるために、私は力強い取り組みが必要だと思います、今後ね。これをこの中にもちゃんと書いてありますけれども、本当にこの町民の思いは、存続に向けて頑張りたいということの一語に尽きると思います。私も頑張りたいと思います。

だけど、もうちょっと、先ほどお話ありましたけれども、こういう志檜のところに限って言うと、なぜ大井川と吉田だったのかなと非常に矛盾を私は感じる部分が多くあるので、川を挟んでとか、校地を、向こうのほうが広いからとか、それから、向こうのほうが建物が新しいから向こうに決めたんだというような説明をされていたのではないかと私は思うんですけれども、これだけでは、私、同窓会の人たちも本当に頑張ってやっていますけれども、納得できないもので、そこら辺のその矛盾については町は、考えはどんな考えを持っています、説明を受けたと思うんですけれども。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

この件に関しましては、町長部局として企画課が3月24日以降携わりまして現在まで至っておりますので、企画課から御答弁をさせていただきますが、県の教育委員会に対しまして、また知事に対しましても、志太地域と榛原地域の地域的な違い、それから文化的な違い、そうしたこともる説明をいたしまして、この第2次長期計画の中に盛り込まれた志檜地区というくり方自体に無理があるのではないかとすることは強く申し上げております。

ただ、その第2次長期計画を見ますと、大井川高校及び吉田高校について、いずれも将来学級数が4学級以下になると、これを理由にして大井川高校と吉田高校を一緒にすると、こういう案がつづり込まれたということで、そうした地域的なものとか過去の経過、そうしたものは、教育委員会として配慮をしたということはないように聞いております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私、県の教育委員会のホームページをちょっと見ましたけれども、5月27日付で、23年度の募集要項というか、そういう日程を発表しています。来年2月に募集して、3月にテストして、3月の中旬ごろかな、発表するよということで、この8月に今の3年生の1日体験入学というのも実施しますよということが書かれているんですけどもね。今、中学3年生、23年度からという県の考え方があるようですけれども、今、中学3年生を持つ親は、非常にどうなるか不安だと思うんですよ、この地域の親はね。その辺については、聞くのがなかなか難しいんですけども、説明はあったんですかね。説明は聞いておられるんですかね。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問ですが、私どもが、吉田高校の現場、それから県の教育委員会、そちらと接触していく中で、23年度の入学者については、卒業は新しい高校になると、こういうような想定で募集をしたいということは説明を受けました。それで、現場サイドは目下それで進もうという動きもあるんですが、これが最終的にうまく固まるのが、今月いっぱいぐらいまでしか余裕がないというふうに認識しております。

その中で、県の教育委員会に関しましては、とにかく23年の募集要項、これも見据えて、今後のこの大井川高校と吉田高校の統合ということについては対応してもらいたいと。くれぐれも、地元を無視したような形の、理解も得ない中で統合して募集を始めると、こういうようなことについては決して踏み切らないようにと、こういうような強い言葉と、それから、6月9日に町長と教育長、県庁に出向きまして、県の教育委員長、それから教育長に対しまして、教育委員長あての要望書という形で、そうした内容のものも文書としても出してございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私、昨年の6月議会でも質問して、そのときはまだこんな細かくは決まっていなかったものですから、どうするのかな、どうなるのかなということだったんですけども、何とかできないかという質問に対して町長は、たしか、県知事が再編計画はだめだと言えばそれは変わるんだよというような答弁をされたと思うんですけども、結果は、県知事はかわったけれども再編計画は変わらなかったということだと思うんですけどもね。

先ほどの答弁の中でも、県知事ももう接触はされているんですよ。先ほども答えたとおりのことだと思うんですけども、可能性というか、それは住民の要望というか、それが後ろにあればということになるのかもしれないですけども、感触はどうなんでしょうかしら。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に、うちの町でも同じことでございますけれども、教育委員会というものは、独立した行政委員会、行政機関でございますので、私が教育委員会の管轄事項に対して口を差し挟むというのは、基本的には控えなきゃならないことでございますよ。県でも同じでございます。基本的には、裏ではいろんな情報交換はされているでしょうけれども、やはり県の教育委員会は県知事のものとは違った独立の行政委員会でございますので、実際にどうのこうのということとは言えないと。3月26日に決まったわけでございますので、

で、それについてどうのこうの言うのは、自分はできないということについては、知事は終始一貫しておりますし、また今後、問題は、そういうふうなものの予算措置の問題で、県議会等でいろいろなっていくんでしょけれども、そういうふうなことでなっていくんでしょね。だから知事にどうのこうのと言っても、基本的にこの件の教育委員会の再編統合の問題というものは、覆るということはまずほとんどないと。また、そういうふうなことをしないほうが、私としては、やはりよろしいではないかと思っております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私も、県知事がかわれば少しは計画が変わるのかなって期待をしていたんです。ちょっと甘かったようですね。

もう一つ、先ほどの答弁の中で、やっぱり住民に説明が僕はないと思うんですよ。学校関係者なり町当局には説明をしたかったと思うんだけど、ある面、拒否されていた部分があったと思うんですけれどもね。私、やはり住民に対するその説明というのは本当に必要だと思うんですよ。そういうことからいくと、そういう県教委が吉田町なり榛南のほうへ来て説明を私は求めたいと思うんですけれども、その辺の可能性はどうでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問ですが、少し状況をわかっているために詳しく御説明しますが、これまでの県教委の学校の統廃合についてどういう進め方をしてきたかということもお話をさせていただきますが、今までは、一たんはその所在する市町の首長に対して、こういう計画があつて進めますという、ごあいさつ程度ですね、それを行いまして、その後は学校関係だけで説明を行って、学校関係者だけに説明をすると、それをもって合意を得たとして整理していくと、こういう手法をとっています。

ですから、今回も吉田高校についても全く同じ手法なんですね。最初、町長のところに、第2次長期計画ができたところであいさつに来た。それで20年2月に、大井川高校の校地に敷地を定めたいと、こういうようなところで、ごあいさつだけ来た。そこで異論を唱えて見直しを求めたところ、もうごあいさつが済んだんだから、あとは学校関係者と話をしますと、こういうような態度で学校関係者に話しました。ところが、学校関係者、特に同窓会については猛反発をしたというようなことで、県の教育委員会としてはそれ以上のことは考えていなかったわけです。

ここ、ことしの3月26日の臨時会、県の教育委員会の臨時会ですが、あの臨時会に議案を上程するまでに、全く吉田に関しては学校関係者にすら説明が十分にされていないと、こういうような状況でございますので、それも強く申し上げまして、その学校関係者だけが知り得ればいいという状況ではないと、吉田町の場合は、とにかく吉田の町民こぞって県立高校の設置を熱望したという経過があつて、土地についても町民の思いがこもっているというようなことを申し上げまして、今までの県のその説明の仕方ということについても見直しをした中でちゃんとした対応をしてもらいたいと、こういうことを申し上げております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） やはり県の教育委員会のこの進め方というのは、私、どうしても納得はできません。

町長、住民集会のときに、教育にかける予算を削るのはおかしいというか、かけるべきだ

と町長は発言されていましたがけれども、今回、今、この再編計画をやっていますけれども、22校を10校にという計画をやると、相当、県のほうは予算が削れるという計算をされていると思うんですけども、今、僕もいろいろ資料を、情報は少ないけれども、見た中では、吉田、大井川を統合すると経費が軽くなるよという資料も出ているようですけれども、その辺について、本当に僕も大変おかしいと思いますけれども、私、聞いていますけれども、もう一度、簡単にでもいいですから、その辺の思いをちょっと一言言っていたきたいと思えます。このお金を、経費を、教育に対する予算を減らすということに対して。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この前、住民集会の席上でも申し上げたんですけども、少子・高齢化社会を迎えてきますと、少なくなる子供が、より多くなる高齢者を背中にしよわなきやならないと、そういう時期であるからこそ、やはり少ない子供たちに対して、より多くの財源を投入して教育を施し、やはり一人の落ちこぼれもなく底上げを図り、さらに、能力のある人間はさらに高い教育を目指すと、そういうふうなことをしていかないと、例えば日本というものは資源がございませんので、最終的に人間でもって成り立っていく社会でございますので、そういうようなことをしなければまずいという意味において、財源の効率性の問題であるとか、そういう問題というものをこういうふうな状況下で出す考え方に対しては非常に反対であるということを考えてございます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私もそのとおりだと思いますので、今回、この23年度で、一応決定はされていますけれども、今後、同窓会を中心に本当に御苦勞をなさって集会を持たれたわけで、あのことをスタートにというような形で、新聞にも載っていましたが、私もどうしてもこれは、統廃合は先延ばしさせるか凍結させるかということをぜひ実現したいと思えます。

今、お金のことを言いましたけれども、計算して、もう言っているわけですよ。両方二つを一つにすればこれだけお金が浮くんだよということをもう言っているわけで、僕は、教育に対する予算を減らすというのは、本当に、さっき町長が言ったように、おかしいと思えます。私も、同窓会を中心にやったあの集会をバネに、ぜひ引き続き存続を訴えていきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で、1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

---

#### ◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿君。私は、さきに通告いたしました、高齢者の移動支援はについて一般質問をいたします。

先日の静岡新聞の夕刊に「進む免許返納でも、国内高齢運転者の事故増」の見出しが出ておりました。静岡県は、高齢による判断力の低下などを理由に運転免許証をみずから返納したドライバーが、毎年全国トップクラスで推移しており、前年度比540人増の2,311人に上が

っているとのことでもございました。その背景として、県警の独自の促進策や、返納者に対して運転経歴証明書を交付し身分証明書の代替策とするなどの策を講じ、行政や関係団体による支援策も一役買っているとのことでもありました。

磐田市や藤枝市は、公的身分証明書として使える写真付きの住民基本台帳カードを返納者に対し無料で交付している。また、県バス協会の所属会員の7社では、一定条件により優遇サービスを行うなどの制度の推進の後押しをしているなどの記事でもございました。

実際、牧ノ原署に伺い説明を受けてまいりましたが、免許証受付のカウンターの上に、こちらのような、このようなリーフレットが置いてありまして、説明を受けてまいりました。そこでわかったことなのですが、正確には、運転経歴証明書は身分証明書としては使えないということで、婦警さんの説明でもございました。そこで、身分証明書が必要な方には、住基ネットのチラシですね、このような役場にも置いてあります基本台帳カードを推進しているということでもございました。

記事を注意して読まないで、たとえ大きな新聞でありましても勘違い、間違いがあるということを知り、裏づけ調査等が必要であるということも痛感した次第でもございます。

さて、本題に戻りますが、そのような中、交通安全運動においても、高齢者の交通事故防止が運動の基本と位置づけられ、毎回推進されている現状で、高齢化の波に対してどのような対策を講じているのか、行政に問われていると考えます。

そこで、ここで、具体的なデータや実情について調べてみましたので、御紹介させていただきます。

高齢化が進み、もみじマークをつけた車が珍しくなった今、運転免許証保有者数の推移を年代別に調べてみました。価値観や嗜好の変化からか、若い世代では横ばいか減少傾向にあるのに対して、65歳以上では増え続けている実態でもございます。昨年度における65歳以上の運転免許保有者数は、全国で約1,183万人でもございます。全対数が約8,044万人でもございますので、そのうちの14.7%を65歳以上の免許保有者が占めていることとなります。

高齢ドライバーが多くなったことに伴い、その交通事故も現在社会問題化しているところでもございます。さらに資料を調べますと、原付免許以上の運転者が第1次当事者として事故を起こす推移を年代別に調べてみました。

交通事故の総件数は、05年度から09年度にかけ88万4,000件、83万9,000、78万7,000、72万4,000、69万7,000件と年々減っておりますが、65歳以上の方に特定いたしますと、05年度が99万件です。それから、10万、10万3,000件、10万2,000件、そして、昨年度の09年度では10万5,000件へと増加傾向になっております。

また、昨年における交通免許保有者10万人当たりの交通事故件数を年代別に調べると、多い順に、16歳から19歳が10万人当たり2,433件、20歳から24歳が1,483件、25歳から29歳が1,016件と若い世代が続いておりますが、その後に、残念ながら、75歳以上が10万人当たり986件、70歳から74歳が822件となっております。さらにですが、交通死亡事故件数が最も多いのは、16歳から19歳の19.5件でもございますが、それに次ぐのが、65歳以上の10万人当たり12.89件という結果でもございます。

こうした情勢の中、高齢ドライバーに対します交通事故を防ぐため、70歳以上の方が免許を更新する際は高齢者講習を受けます。高齢者講習では、高齢者の運転特性についての講義や、安全運転についての指導、危険回避等の実車訓練などが行われております。昨年の6月

からは、認知症のドライバーの交通事故を防止するために、65歳以上の方は高齢者講習の前に講習予備調査としまして認知機能検査を受けることが義務づけられました。判断力や記憶力が想定する検査が実施されるようになったこととございます。

交通事故の防止は必須の課題であり、心身の機能が低下して運転できなくなった高齢者に対しまして運転免許の返納を促すことも必要でございます。しかしながら、これはあくまでも自主返納でございます。

そうした中、運転できなくなったことによって外出が困難になっている高齢者がいることも、見逃せない事実でございます。特に我が町のように、自分が運転免許を持ち、車を持ち、移動手段を持っている者にとっては、大変アクセスが整備された恵まれた環境にある吉田町でございますが、公共交通網の整備が一部にしかされていない地域であるということも事実であり、深刻な問題と考えます。

また、こんなデータもあります。ふだん車を運転している40歳以上の人を対象に、運転をやめることをためらう理由を聞いた質問の結果が出ておりましたので、御紹介いたします。

40歳以上の人65%の人が、自分自身の外出に支障、43%の人が、家族の外出に支障と答えております。これは当たり前の結果ですが、私も含め、だれでも運転免許を返納しますと足を失うと。現代社会のさかなのでしょうか。

また、車の運転には移動手段以外にも意味があることが、この調査からわかりました。ためらう理由として、運転をしなくなるということは楽しみがなくなるということを上げた方が、65歳以上では39%と特に多いことがわかりました。さらに、40歳から64歳に比べますと65歳以上の方では、自分の生きがいがなくなると、そのように精神的での理由を上げる割合が非常に高く、高齢者の方々にとりまして運転するということは、楽しみや生きがいとしての位置づけが大変高いことがわかります。

以上のことから、車の運転が困難になった高齢者に対しまして、単に運転免許証の返納を勧めるだけではなく、車にかわる移動手段、そして楽しみや生きがいの確保を支援することが重要であると考えます。

また、新聞記事で例に挙げたように、運転免許証返納者に対しまして特典を与えているところもございます。バス、タクシーの運賃の割引や、娯楽文化施設、ホテル、温泉などの利用料の割引や入場券の配布などを実施している自治体も、現在の苦しい財政の中、存在している事実もございます。

我が町では、残念ながら、交通費の負担を軽減される特典は講じておりません。また、近隣市で導入されているコミュニティバスやワンコインバスの運用もなされていない現実でございます。運転できない方など移動手段がない方々にとって、利用できる公共交通機関が十分に整備されていない地域であると考え、この免許返納者に対する制度のあり方を含め、運転ができなくなった高齢者の生活をどのように継続的に支援していくのか、町全体での議論が必要であると考えます。

そのようなところに、まさに4月の「広報よしだ」の町長からのメッセージに述べられていますように、町長もそのようなお考えでありました。私も、高齢者の外出を支援することは必要と考えております。高齢者が積極的に外出することによって、体や気持ちの面でリフレッシュし、よい結果が得られること。そのことにより、今後、社会的課題として懸念されている看護や医療などのコストの軽減や、地域の活性化などの一助となると考えているとこ

ろでございます。

高齢者の介護予防については、町ではさまざまな介護予防教室を開催し、一部、「広報よしだ」5月号に掲載してございましたが、さまざまな事業展開を図られておりますので、今回の一般質問から外し、私は、あくまでも外出支援策についてお考えをお尋ねいたします。

高齢化のますますの進展と社会情勢に伴い、返納によりみずから移動手段がなくなる高齢者や、少子化で、移動支援をしてくれる家族がいない、高齢者だけの世帯の増加が予想されています。

町では、高齢者移動支援について、町長から特命を受けた行政経営指導員が中心となり、昨年度よりプロジェクトを立ち上げ、調査検討が行われ、過日、職員の研修の中で報告及び企画案について説明があり、主要案については回覧されたということをお伺いしております。それを受ける形で、このたび広く町民に対し、町長からメッセージが発せられました。今年度、福祉ボランティアセンターを官民協働で立ち上げ、高齢者の皆さんのために足を提供したいと、このように4月の広報で町長のお考えが述べられておりました。

そこで、現在検討されております高齢者の移動支援についてお尋ねいたします。

- 1、現在の状況と今後の需要予測は。
- 2、目指す町の理念は。
- 3、検討されている計画は。
- 4、予想される課題と解決策は。
- 5、本格実施予定は。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「高齢者の移動支援は」につきましてお答えします。

世界に冠たる長寿国である我が国では、昨今、人生80年がさらに5年延びて人生85年時代と言われるように、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず、世界に例を見ない水準の超高齢社会が到来するものと見込まれております。

さて、当町における高齢者の状況について申し上げますと、平成22年4月1日現在の65歳以上の高齢者人口は5,931人で、高齢化率は19.4%と年々増加する傾向にあり、近い将来、当町も高齢化率が20%を超える高齢社会の仲間入りをするときが近づいております。

さらに、高齢者に占める75歳以上の後期高齢者人口は2,873人で、高齢者人口の48.5%と約半数を占めており、高齢化率と同様に年々増加をしております。

また、平成22年4月1日現在の住民基本台帳によれば、在宅ひとり暮らし高齢者の世帯が474世帯、高齢者のみの世帯が585世帯という状況でございます。ひとり暮らしや高齢者のみで生活する高齢者の割合は高齢者の28.2%で、平成20年4月1日現在の25.0%、平成21年4月1日現在の27.4%に続き増加をしております。

このように、年々高齢化が進み、また、高齢者のみの世帯が増加する中で、御質問の要旨にありますように、当町におきましても、運転免許証の返納により自力での移動手段がなくなる高齢者や、少子化や核家族化の進行に伴い、移動支援をしてくれる家族や親族などが身近にいない高齢者世帯が増えておりますので、高齢者の移動手段の問題は、バス路線の廃止

や各種商店の大型化等による日常生活用品購入場所の減少等、生活環境の変化に伴い、社会現象化している、いわゆる買い物難民の問題とあわせて、少なからず高齢者の日常生活に影響を及ぼしているのが実情でございます。

高齢者は、加齢に伴い心身の機能が低下し、外出が困難になってまいります。これを原因とする閉じこもりは、さらに高齢者の心身の機能を低下させることとなります。当町では、みずから力で外出できない高齢者に対して、高齢者福祉や介護予防の観点から、昨年度、高齢者移動支援プロジェクトを立ち上げ、調査検討を重ねてまいりました。このプロジェクトでは、移動支援の対象者を介護保険制度による要支援・要介護認定を受けている高齢者と、それ以外の高齢者の2者に区分し、それぞれの支援の目的、内容及び方法等について協議検討を重ね、高齢者移動支援事業実施計画（案）及び同事業の実施要綱（案）を取りまとめ、私に報告書が提出されております。

それでは、当町の高齢化の現況を踏まえまして、高齢者の移動支援についての御質問にお答えします。

まず、1点目の現在の状況と今後の需要予測はについてお答えします。

当町では、平成20年度に、町内在住の65歳以上の介護保険制度による要支援・要介護認定を受けている高齢者以外の高齢者、いわゆる一般高齢者を対象に、無作為抽出法により高齢者一般調査を実施いたしました。その設問の中の高齢者の外出頻度に対する回答では、ほとんど毎日外出しているが48.4%、週4日から5日外出しているが17.2%、週2日から3日外出しているが19.1%で、これらを合わせますと84.7%の高齢者が、介護予防の観点から好ましいとされる週2日以上の外出をしているという結果が得られ、このうち75歳以上の後期高齢者では、77.4%の方が週2日以上の外出をしている状況も確認をされております。

外出の目的の設問に対する回答では、買い物が68.5%、医療機関への通院が48.1%、散歩が41.3%、仕事、農作業が37.3%の順となり、買い物は、女性や前期高齢者、ひとり暮らしの高齢者に多く、医療機関への通院は、後期高齢者やひとり暮らしの高齢者に多いという結果から、多くの高齢者が買い物や医療機関への通院という目的で外出していることがわかります。

また、外出が困難な方を対象にした送迎サービスが有料となった場合の利用意向につきましては、バスによる送迎が57.5%と、タクシーによる送迎の50.9%を上回り、利用を希望する方の70.2%の方が、自己負担が少なければ利用したいと回答をしております。

しかしながら、この調査は一般高齢者のみを対象に実施したものであるため、残念ながら、この調査結果から移動支援事業としての需要予測を導き出すことは極めて困難なことであり、その上に、高齢者の実情に即した事業計画を立案することには無理があると言わざるを得ません。

なお、本年度におきましては、国から10月ごろに示される日常生活圏域ニーズ把握手法をもとに、一般高齢者及び要支援・要介護認定者を対象とした実態調査を実施いたしますので、この調査の中で、外出支援につきましてはどのような課題があるかなどを詳細に調査してまいりたいと考えております。

さて、現在、当町が高齢者を対象として実施している介護予防事業は、生きがいデイサービス事業、単体体操教室等7事業でございますが、そのうち6事業につきましては、現在、参加者への無料送迎サービスを実施しております。送迎サービスを実施していない事業は、



町内5カ所の地区集会所で実施しております認知症予防教室のはつらつ講座でございますが、聞き取り調査を行った結果、この事業への参加者の多くは、自力でこの事業に参加できなくなったときにこの教室を卒業するときであるという意識を持っております。

このように、介護予防事業におきましては、高齢者がみずからの足と気力で会場まで出向くことを介護予防の一環としている側面もありますので、送迎を支援することが必ずしも高齢者自身の利益とは一致せず、逆に現在の健康状態を損ねることにもなりかねませんので、一概に外出支援を奨励することはマイナス効果となることも危惧されるところでございます。

しかしながら、現在、家に閉じこもりがちの方で、ボランティアの方が声をかけてくださり送迎支援をしてくれるのであれば外出したいという高齢者の方には、外出が楽しくなり、みずから外出することができるようになるまで支援する方法や、自力で外出できなくなっても継続して教室に参加することを望む高齢者の送迎については、過度の支援とならないことを前提に、高齢者の個々の状態に即した支援を考えております。

日本の市区町村別将来推計人口によりますと当町は、平成28年には高齢者の人口構成におきまして後期高齢者数が前期高齢者数を上回るものと推計されておりますことから、今後、移動支援の必要な方が増加することは間違いございません。

次に、2点目の目指す町の理念はについてお答えします。

平成21年3月に策定いたしました吉田町高齢者保健福祉計画におきましては、基本理念としまして1点目に、健康長寿のまちづくり、2点目に、支え合って暮らせる地域づくり、3点目に、安心して暮らせる介護サービスの提供を掲げておりますが、2点目の支え合って暮らせる地域づくりにおきましては、ボランティア、NPO、民間企業、保健医療機関、行政等による緊密な連携体制を構築し、高齢者の就業や社会参加を促進するとともに、高齢者のさまざまな不安を取り除きながら、お互いに支え合って生き生きと暮らせる地域づくりを目指して、吉田町の将来都市像でございます「人と人、心やすらぎ健康で住みやすいまち吉田町」の実現を図るとしております。

このことから、高齢者の移動支援において何よりも尊重すべきことは、地域における相互扶助の精神であるものと受けとめております。すべての吉田町民のこれからの地域福祉を支えていただくための貴重な人的社会資源と位置づけ、一人でも多くの町民の地域福祉事業への参加を促し、支援の輪を広げ、心身ともに支え合って暮らせる町をつくっていくことが、真の意味での高齢者が地域社会に参加しやすい環境を整えることとなり、それこそが、私が目指す町の姿でございます。

次に、3点目の検討されている計画はについてお答えします。

昨年度立ち上げました高齢者移動支援プロジェクトは、リーダーであります行政経営指導員及び福祉担当職員をもって組織され、高齢者の移動支援に関する調査や移動支援計画の策定、関係団体との協議及び調整等を所掌事務としておりました。このプロジェクトにおきましては、高齢者移動支援事業の対象者や実施の方法、自己負担等について検討してまいりましたので、その結果をもとに高齢者移動支援についての今後の実施計画について御説明をいたします。

まず、一般高齢者を対象とする移動支援につきましては、移動支援事業の利用目的を福祉団体等が主催する行事、事業への参加に限定し、ボランティアによる送迎支援及び巡回マイクロバス運行事業を中心とした事業展開をしてまいりたいと考えております。

吉田町社会福祉協議会が実施しております巡回マイクロバス運行事業につきましては、現在、週2回、健康福祉センター「はあとふる」を拠点に町内を巡回しており、老人福祉センターの入浴施設やリラックスルームを利用したり、老人福祉センターが実施する若返り会などの事業へ参加する高齢者の移動を支援しているものであり、さわやかクラブ、趣味クラブ及び体育クラブ等の活動における送迎時にも利用されておりますが、現在、巡回コース、回数、時間等の見直しを行うため、利用状況を調査中でございます。

現在送迎を実施していないはつらつ講座につきましては、送迎を希望する方がありましたら、少人数であれば、委託先である吉田町社会福祉協議会においてすぐに対応できるように体制を整えておりますが、今後、増加する需要に備え、ボランティアを募集する予定でございます。

また、要支援・要介護認定者を対象とする移動支援につきましては、移動支援の利用目的を、福祉団体が主催する行事、事業への参加にとどまらず、病院施設等への通院通所、または退院退所、官公庁等へのサービスの申請、その他、社会生活上必要不可欠な外出を対象として、ボランティアによる送迎支援の方法で実施していく予定であります。

続きまして、4点目の予想される課題と解決策はについてお答えします。

高齢者移動支援におきましては、地域住民の参加を促し、支援の輪を広げ、地域における支え合いによって実施されていく事業として位置づけておりますので、地域の住民の皆様の協力なしには進めていくことはできません。

移動支援の主な課題としましては、送迎支援ボランティアの確保の問題がございます。これにつきましては、現在、移動支援事業を実施している近隣市においても大きな課題となっておりますが、送迎をしてほしいという需要に対する供給側のボランティアの数が不足するため、利用申し込みを断らざるを得ない場合もあるという現状を聞き及んでおります。この点につきましては、今後は、大量退職を迎えた団塊の世代の方々を地域福祉を支える貴重な人的社会資源として活用していくことで、課題解決の方向を見出せるものではないかと考えております。

御承知のように、戦後の高度経済成長期に日本経済を支え、新しい時代をつくり続けてきた団塊の世代の方々は、豊富な知識と経験をお持ちで、これまでの高齢者のイメージとは異なり、みずから積極的に活動するライフスタイルでありますので、地域における町づくりの担い手として大いに活躍していただけるものと期待しているところでございます。

したがいまして、送迎支援のボランティアの年齢制限を満70歳までの方とし、若い方の参加はもちろん大歓迎でございますが、第一線を退いた団塊の世代の積極的な参加を期待しているところでございます。

最後に、5点目の本格実施予定はについてお答えします。

一般高齢者を対象とする移動支援につきましては、巡回バスを活用するとともに、送迎支援ボランティアを募集し、今年度中に、福祉団体等が主催する行事、事業に参加しやすい体制を整えていく予定でございます。

また、要支援・要介護認定者を対象とする移動支援につきましては、試行と検証を重ねて、利用者にとって利便性の高い移動支援システムの構築を目指してまいりたいと考えております。今年度は、まず、利用希望登録者と送迎支援ボランティアの数を把握した後に、需要と供給の状況を見ながら試行の形で事業を開始する予定であり、先ほど申し上げたアンケート

調査の結果を踏まえ、さらに試行、検証を重ねていくことを予定しております。

高齢者は、身体状況や生活環境等により、個々にさまざまな移動支援に対するニーズを持っておりまして、また、そのニーズは状況により変化するものでもございます。したがって、高齢者移動支援事業につきましても、一概にこれで検証が終わって実施というのではなく、段階的に構えていく必要がございますので、今後も多様なニーズに合わせまして柔軟に整備を進めてまいりたいと考えております。

事業の実施に当たりましては、移動支援事業を利用する高齢者の便宜を第一義とし、基本理念であります、支え合って暮らせる地域づくりの実現を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御理解と御支援をお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。30分ぐらいございますので、順を追って質問させていただきます。

まず、前半の部分で申し上げました免許の返納のことでございますけれども、市町によっては、さまざまな特典というんですかね、そういった促進策を講じられているわけでございます。運転経歴証明書は2002年に始まったそうでございますけれども、東京なんかでは、自主返納サポート協議会とかいうものをつくりまして、企業、団体や美術館、動物園等でその運転経歴証明書をお見せしますと、飲食代とか入場料などの各種サービス、商品の割引、記念品の贈呈等、百貨店では無料で配送などをしてくれるような、さまざまな特典があるということでございます。

町として、その一部に特化するわけでございますけれども、そのような形で、持っていたいんだけどもいろんな問題等で踏ん切りがつかない方々を、町のほうから後押しをしてあげるようなことをお考えかどうか、お答え願いたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、財源等の問題がございますので、慎重に検討しなければならないと思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番です。

財源がないというお話でございました。しかしながら、こちらのほうに……

〔「財源がないと言っていないよ」との声あり〕

○5番（藤田和寿君） それはよく聞き取れなかったんです。もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） よく耳を開いて聞いていただきたい。

財源等の問題がございますので、慎重に検討しなければならないと思っております。

○5番（藤田和寿君） 慎重に御検討されるということでございます。

そうしますと、この住民基本台帳カードでございますけれども、こちらのほうの促進に当たりまして、総務省のほうから平成20年11月に、促進に係る広報ということで各市町へ、町のほうにも来たそうですが、この運転経歴証明書を交付することによって財源を補てんしますよというような御案内があったんですが、そういったものを町は利用されていないわけで、

多分、こちらに先ほど紹介いたしました磐田及び藤枝市は、そういったものを利用して身分証明書みたいなものを返納者に対して講じたと思われるんですが、町ではどのようなお考えでこれを御利用にならずにいたのか。今、慎重に検討されるということでありましたので、多分検討されたと思うんですが、その経過について御説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

住基カードにつきましては、今、議員の質問のとおり、国の総務省のほうから、平成20年から22年、本年度ですね、これに対しまして、地方交付税のうちの特別交付税で措置をするということで通知がまいっております。当時も検討いたしました。

ただ、この趣旨としましては、今、磐田等のお名前が出たんですが、恐らく印鑑証明、印鑑登録証とあわせた形の共有のものカードではなかろうかというふうに考えています。このカードにつきましては、印鑑証明の自動交付機等でやっているものではなかろうかと思えます。

当町におきましては、19年1月から、この印鑑証明を発行します吉田町民カードというのがございますけれども、これにつきましても、再交付を含めまして300円の手数料をいただいております。

したがって、当時もこういったことについては検討いたしました。財政措置がされないということもございまして、もう一点は、自動交付機等の導入も今しておらないという状況もありまして、既に現時点まで500人余の方が交付されているということもございまして、実際かかる経費のうちの一部であります500円については、いただくという考えでございました。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） この制度につきましては、20年度から22年度でございますので、もう今年度が最後でございますので、今からやっても間に合わないということもありますし、御検討されたということでもありますので、できれば少しでもそういった方々へする援助というんですかね、後押しとして利用していただきたかったなど。私も知らなかったものですから、もっと早く質問すればよかったんですが、そういったことを感じます。

また、先ほど町長のほうからの御答弁で、福祉団体に限定しての巡回バスということでございました。確かに社会福祉協議会が今、巡回バスを利用してやっているということですが、やはりある程度の限定をさせていただきますと、利用者がその方々だけになってしまう。ある程度、せつかくであるならば、この高齢者移動支援と同じような形で、それをうまくルート化することによって需要を喚起して、同じ経費を使って行うものであっても、広く町民の方々にサービスを享受するような形で、近隣市町で導入されているコミュニティバスやワンコインバスとして、ある程度の受益者負担をいただきながらやるようなお考えは、割とスペース的には吉田町というのは、広い、山もないですし平らなところで、住民も、ある程度集中されているところにお住まいでございますので、うまく考えれば、ミニバス等の小さいバスを運用すれば、そういった福祉目的以外の方々もその利用を享受できることができれば、高齢者の方々だけではなく、お孫さんと一緒に行かれることとか、そういったことで外出をより一層支援できることができるのではないかと考えるんですが、過去において同僚議員も

このコミュニティバスやワンコインバスについては質問しておりますけれども、いま一度、町長のお考えはいかがなのかお伺いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、その質問される場合、ほかの町のコミュニティバスを運行している場合にどのような収支になっているか御存知だと思っておりますけれども、総論賛成、各論反対というのが非常に多うございまして、コミュニティバスを走らせるのは非常に難しいと。実際に走らせると、利用される方は、それは確かに時間の問題もさまざまあるでしょうけれども、利用者数が非常に少ないものですから、赤字が出るという傾向がございますので、現在の時点においては、コミュニティバスの運行については基本的には考えておりません。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 確かに黒字で運営されているところはないと思います。しかしながら、困っている方々がいる以上、また、今、その新たな巡回バス等の運行を考えたり、外出支援のボランティアを募集するような形で考えているならば、一つの方法として、先ほど試行を重ねながら検討を行うということで、最初から100%はないにしても、ある程度の試行を考えてやるべきだと考えるわけです。

というのは、ある程度の10人乗りぐらいの小さい車であれば、そんなに固定費もかからないし、ある程度フットワークよくできるのではないかなど。うちの町、10分も走ればある程度回れると思いますので、そういったことをうまく利用していただければいいと思うものですから、全く御検討はしてないということではないと思いますが、一つの方策としてのものとして、今回の高齢者移動支援の中には、このコミュニティバス、ワンコインバスの的なものは含まれているかどうか、再度御確認いたします。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 高齢者支援課でございます。

今回の移動支援の中で検討いたしましたのは、社会福祉協議会が行っております巡回バスのほうですが、この巡回バスですけれども、今現在、火曜日と金曜日の週2回、町内を、お迎えを12時出発、帰りは3時ということで巡回しております。そちらのバスのほうの回数とか巡回コースの見直しをしながら、効果的なバスの運行を計画いたしまして、福祉センターには立派なおふろとかリラックスルームがあります。そこのおふろを利用も少し皆さんにさせていただいたりとか、老人福祉センターを拠点として新しく何か高齢者の活気のある活動を広げていただけるように検討しながら、マッサージ機とかテレビとかおふろ、リラックスルームがありますので、そこを今以上に活用していただいて、高齢者の外出の機会を増やしていくということと、あと、「はあとふる」で行っておりますふれあい広場等の事業にも巡回バスを活用して、皆さんに来ていただくということを今現在は検討しております。それが一番の介護予防につながるということで、私たちの課では、高齢者支援課では、この巡回バスの利用を考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番です。

介護予防についてはそれでもいいかもしれませんが、健康な高齢者の方々も一般高齢者の方々も多数いらっしゃるわけで、そういった方々は、外で活動したいんだけど外ででき

ないという方が往々にいるわけであると思います。

町内には、先ほど町長からお話のように、約30人ぐらいの75歳以上の高齢者がいるようなデータが出ているわけですが、バスとか電車がある地域においては、そういったものを、タクシーもそうですが、少し、先ほどもデータがございましたけれども、ある程度の少ない負担で利用できるものが欲しいといったような御回答もアンケートの中で出ておりました。送迎規模として、バス、タクシー、あと自己負担の軽減策ということがあったわけですが、先ほど町長から御答弁をいただいたように、やはり全員がその場に集まるというのは非常に難しいですから、今、課長が言われたように、「はあとふる」においてある程度のイベント、行事をやることによって、そこに集まっていただく方を集中して運送支援するというのは、大変理にかなったことでありますし、その支援というのは必要だと思っておりますが、なかなか、やはり今まで自由に車を運転された方々は一番思っているのは、先ほども私が申し上げましたけれども、生きがいとか自分の価値観というんですかね、その自分が独自に動くというような発想というんですか、思いというものが非常に強いと思われるものですから、そうしたところにおきましては、タクシーとかそういったものをある程度補助してあげるような支援というものも考える一考ではないかなと。

例えば誕生日にそういったものを、年に1回でございますけれども、長く町のために、地域のために御活躍された方々に対しまして町からのプレゼントということで、また今後とも長く地域のために活躍していただきたいといったことで、全額ということではないですが、ある程度の補助をする制度とか、そういったものも、ボランティアという考え方もあるかもしれませんが、必要かなと思います。その点についてはいかがですか、御検討されていますか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は、そういうふうな包括的な網を全部かぶせるようなやり方ではなくて、今後、当然のことながら、うちの町は平成28年度から前期高齢者の方と後期高齢者の方が逆転して、後期高齢者の方が増えてきます。というのは、基本的に今までない社会状態が生まれてまいりますので、どのようなニーズが生まれてくるか、非常に現在の時点で見通すことは難しいと思っておりますので、ポイントごとに、例えば単純な話、はつらつ講座であるとかそういうところに行きたいんだけど足がないという人々のいわゆる需要を見計らって、それに対していわゆるピンポイントに対応していくと、そういうふうなやり方をしてくのが私は適切であって、さまざまな需要に対してピンポイントでいわゆる焦点を定めてそこに対応していくと、そういうふうな形で試行錯誤を繰り返していくのが、今後の高齢化社会に対する移動支援の要ではないかと思っております。

したがって、議員がおっしゃるように、ある年齢以上の方に一律にタクシー券を出すとか、それはちょっと、民主党じゃございませんけれども、ばらまきのように思われますので、それはちょっとやめたほうがよろしいんじゃないかと思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） そのような形で、福祉に限定ということでもありますけれども、先ほどの町の行いました一般高齢者に対するアンケート調査の中でも出ておりました。また、町長も答弁の冒頭の中に、買い物難民といったことで、なかなか自分の生活手段として、やはり買い物の目的が68.5%、外出の目的として買い物というものがある以上、それを補完すると

ということでの、多分、福祉ボランティアセンターの創出ではないかなと私は考えるんですが、今回、このような形で吉田町のシルバー人材センターのほうのリーフレットが各世帯のほうに配られて、今度、一般法人格をとらえた吉田町シルバー人材センターということで案内が、多分、隣組の町会で配られております。

この中に、いろんなサービスがありますよということがございますけれども、よくよく見ますと、外出支援という言葉が出ているわけでございます。1時間以内は1,000円で、1時間以上は時間当たり800円でありますけれども、その他経費として7%加算されるというのが、隣組の町会でお配りになるということは、ある程度、町がこれに対してバックアップして推進をしているということのあらわれだと思っておりますけれども、ましてや、またそういった団体でございますので、このシルバー人材センターに関して、このようなサービスを新たに行うわけですが、町としてのお考えとしまして、今回の福祉ボランティアセンターとこちらの関係というんですかね、これの整合性というんですかね、この辺のかかわりというのはどのようにお考えで町として援助を行うのか、お教え願いたいと思うんですが。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 高齢者支援課でございます。

このパンフレットの中に外出支援ということで入っていると思っておりますけれども、シルバー人材センターのほうで今考えている外出支援というのは、付き添いのほうだと思います。車での運転で外出支援を行うということは、今、シルバー人材センター、福祉郵送運送の許可も取っておりませんのでできませんので、こちらで書いてある外出支援とは、いずれはやりたいよというような考えもあるみたいなんですけど、今、どうしても外出するとき付き添いとかが必要になる方もおりますので、そういったことを踏まえてこちらのパンフレットに載せてあるということで聞いております。

うちのほうの今回の外出支援のプロジェクトのほうの案で、プロジェクトのほうで検討させていただきまして、これから試行していく外出支援につきましては、もちろんボランティアさんを先に募集かけたりとか、需要と供給の関係がありますので、試行という形でやらせていただくんですけど、一般高齢者につきましては、先ほどのはつらつ講座とか、巡回バスを考えておりますので、一般高齢者に関しましてはもう既に準備を整えておりますのでやっていきますけれども、要支援・要介護者につきましては、試行という形で、ボランティアの方と一緒に、どういった需要があるかという募集を行いまして、社会福祉協議会所有のリフト付きの福祉車両とか、普通自動車、軽自動車を利用いたしまして、社会福祉協議会と協力して試行を、秋、10月ごろには広報に載せてやっていきたいと思っております。そこの応募の状況に応じて検討を重ねてやっていきたいと考えております。

以上です。

（「すみません、何月の広報と言いました」の声あり）

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） まだちょっと日数的にはっきりしていないんですけども、秋ごろには準備ができるのではないかと考えております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 「はあとふる」の福祉事業に関しまして、巡回バスを行うというのは非常にいいことでありますけれども、そればかりで、何か、先ほど町長が言われました団塊の世代の方々、本当に多くのスキルを持って、さまざまな社会、企業、地域において活躍

された方々が、今、この吉田町の地域に、失礼な言い方かもしれませんが、眠っていると。それはやはりある程度発掘して掘り起こして、その生きがいを見出してやるということが非常に必要ではないかなと思います。

生きがいという言葉でございますけれども、いろんな解釈があると思うんですけれども、生きがいというのは、何か地域に対して、社会に対して役割を担ったり役に立つということが、非常に大きなインセンティブになるのではないかなと考えるわけで、それを町が誘導してあげることが非常に大切だなと思います。

しかしながら、先ほど答弁にもございましたけれども、近隣市町で行っております外出支援のボランティアですけれども、牧之原市、島田市が行っておりますが、需要と供給のバランスが合っていないといったことでございます。しかしながら、吉田町は、本当に一致団結してまとまっている町でありますので、単独で今ここまでやってきて、吉田町だけでできるんだということをやっている強い思いの中、町を運営し、経済活動をして、さまざまな分野で活躍されている方もいらっしゃるわけで、島田、牧之原が苦戦しても、吉田町ではいい方法でいくんじゃないかなと私は思うんですが、やはりそのやり方だと思うんです。

ですから、こういったものを、今、プロジェクトを立ち上げて、行政指導員を筆頭に各担当課の方々はプランを練っているというお話でございましたけれども、やはり民間の活力というものを挿入して、そういう人たちの意見を聞きながら企画を練っていくということが必要ではないかなと思いますので、まだこれから募集という段階ではございますので、できましたら、内容がすべて決まって要綱、要領が決まったので、これをお願いしますでなく、そのつくる段階から、そのキーマンになれるような方々を発掘して探し出して事業展開を図っていただきたいと思いますが、そのような施策というか、努力というんですかね、そういったものは現在どのようにお考えなのか、お願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、いろんな方の御意見を伺うことは必要ではあると思いますけれども、最終的にはその問題は執行権の問題でございますので、執行権の中へ土足で入ってこられることはやめていただきたい。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 土足で入るということでございますけれども、何事も後ろ向きに考えればそういった印象になるかもしれませんが、前向きのプラス思考のこの明るい吉田町を創生するためには、いつも後ろ向きな議論ではなく前を向いた議論を、トップを走られている町長にはお願いしたいなとつくづく思っております。そういった意味からも、広く執行権があるということでございますけれども、その執行権を最終的に行使するのは町長でございますけれども、その案をさまざまな方から拝聴するというのは別段問題ではないのではないかなと思います。

そういった意味からも、昨日ですけれども、社会福祉協議会のほうにちょっとお邪魔して、ボランティア等の受け付けはどのような形でやられているんですかというお話を伺ってきました。その後、役場へ行きまして受付のほうで、ボランティアの募集、動員等があった場合はどうするんですかということをお話を伺ったんですが、正確な形で、そのボランティア、こういった内容のボランティアという内容でしたら、草刈りのボランティアならば町民課、高齢者の介護等なら社会福祉課、高齢者支援課、そういった事々であるんですけれども、う



まく決まっていなよといったような、私は印象を受けました。決まっているかもしれませんが、しかし、決まっていなよな形を受けましたので、やはりこれからボランティアを募集するに当たりまして、窓口がどこになるのかなど。

社会福祉協議会、昨日伺いましたけれども、男性職員4名ですね。今、社会福祉協議会は、さまざまなものが、介護を含め地域包括支援センター等さまざまな事業が、役場からどんどん社会福祉協議会にいつています。確かに会長は今度新しくなつて、人員で今一生懸命やるということで頑張つていらつしゃるとは思ふんですが、やはりある程度の支援というものを町からもしていかなきゃならぬではないかなと考えるわけです。

ボランティアという面では災害ボランティア等の問題もあるでしょうが、そういった受け付けは全部社協であるということになりますと、非常に混乱を来すおそれがありますし、社会福祉協議会、本当にこの町の社会福祉を継続する一つの大きな柱でござつますので、その柱を大きく育て上げる意味からも、町からの相当なる援助、支援、人的、物的なものが必要だと考えるんですが、そのボランティアの受け付けに関しまして、どこが今後窓口になつて支援していくのか、その社協との連携についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、社会福祉協議会は、この町の福祉の問題について主に担当されている組織でござつますので、当然のことながら、この組織が順調に町民の期待にこたえるような形で育ててもらいたい、また、相携えてまいりたいと、こんなふうに思つておりますので、その辺につきましては、当然のことながら、行政と、それからまた社会福祉協議会の中でよく調整をしながら、支援につきましても、分担はどうするかそういうことについてもよりよく話してまいりたいと思つておりますので、お任せいただきたいと思つております。

○5番（藤田和寿君） 最後でござつますけれども、今、町長のほうから、任せてくれと、任せてほしいという力強い御答弁をいただきましたので、早期なるこの事業展開の推進とさらなる発展を祈念したいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（増田宏胤君） 以上で、5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は18日金曜日午前9時から本会議最終日であります。よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時02分

開議 午前 9時00分

- 議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。  
本日は定例会15日目、最終日でございます。
- 

◎開議の宣告

- 議長（増田宏胤君） 本日の出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎議案第30号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 第30号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより第30号議案についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
- 

◎議案第31号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第2、第31号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第31号議案についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。  
討論を行います。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
- 

### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第3、第32号議案 吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
これより第32号議案についての質疑を行います。  
11番、勝山徳子君。
- 11番（勝山徳子君） 11番、勝山です。  
全員協議会において説明は聞いておりますけれども、この中央小学区第2放課後児童クラブ室が新たに設置されますが、片岡地域の児童の皆さんがこの新たな第2放課後児童クラブに移動されると思います。人数として53名というふうに伺っておりますけれども、第2放課後児童クラブから第1放課後児童クラブのほう、要は中央児童館のほうに遊びに行くということも考えられると思います。その点、若干の危険性もあるかと思っておりますけれども、そのところはどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思っております。
- 議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。
- 社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。  
ただいま御質問の中央児童館と、それから新たに設置します第2児童クラブの行き来の点ですが、御質問のとおり、それぞれ両クラブの交流等も考えております。それから、小学校から、当然、下校も関連がありますが、そうした登下校、移動につきましては、指導員が要所に立ちまして、交通指導、あるいは誘導を図るというようなことを指導に徹底していくというように考えております。  
以上です。
- 11番（勝山徳子君） 了解です。
- 議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありますか。  
5番、藤田和寿君。
- 5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。  
先日ですか、5月10日の新聞に、全協でも出たんですが、国のガイドラインに続いて県からもガイドラインが出たということで、この辺のところ、今回の放課後児童クラブが二つに分かれるということは、この県のガイドラインの中にも、定員を超えた場合は設置するよう

にというようなお話があったわけでございます。しかしながら、指導員の関係でございますけれども、望ましいというガイドラインではございますけれども、ある程度の人数を有するクラブにおいてはということで、今回、3名3名ですね、川尻地区の第1、片岡地区の53名ということで、4名ぐらい必要なような御指導があるわけございまして、今後においてどのような考え方、来年度以降、どのような考えかということと、いろんところで児童の関係で、外国人のお子様及び、今世間で言う気になる子というんですか、障害ではございませんけれども、少しいろんな形で気になるお子様方も増えているという社会の情勢の変化等もございまして、そういった面からも幅広い指導を行わなければならないと考えるわけでございます。限られた財源の中では大変難しいことと思っておりますが、それ等の対応と、現実、3学校区にあります放課後児童クラブ内においてどのような人員と把握を行っているか、その点について2点ほどお伺いしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） ただいま1点目の御質問でございますが、5月20日の日に県のガイドラインが発表されまして、これがまだ市町に特に説明がされているというものではありませんが、この県のガイドラインの中で、指導員ですね、人員配置につきましても定めをされたというようなことございまして。

ただ、この県のガイドラインにつきましては、新たに最低基準を策定したというわけではなくて、望ましい方向を示すという趣旨で策定をされたというものでありまして、今現在、この基準に、配置につきましては若干足りないわけなんですけど、この県の基準でいきますと、人員配置が、4名配置が必要になるということでございまして、今現在、必要なときにスポットで職員を配置しておりますので、その中で、運営の中で手がかかるというような局面につきましては、そうした中で対応していくということで考えております。

それから、2点目の気になる子の、今、お話が出ましたが、現在、町内の児童クラブの中で、気になる子の中で特に診断名がついている子供さんが10名いらっしゃいます。それから、診断名がついていない子供さんが9名、合計19名の方が入っておられまして、特にこういう子供さんにつきましては、保護者としっかり指導員と連絡をとって、入所の際にも、こうした子供さんにつきましては十分な打ち合わせを行って、必要な療育機関等、そうしたところと連絡をとり合いながらこの子の学童保育に当たるということで対応しておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 指導員の増員、加配に関しましては、またスポットで対応するといったお話でございました。これ、5月20日に県のほうからガイドラインが発表されたということでございますけれども、県がこのような形でガイドラインを策定しているというのは、ある程度の情報というのが各市町には入っていて、ある日突然ぽんと発表されることはないと思うものですから、ある程度、うちの町の独自の情報網というんですかね、情報集積能力、情報を集めるネットワークというんですかね、そういったもので、担当課のほうで全く知らなかったのか、ある程度知っていたんですが、段階的な対応を図るということでやっていたのか、その点について、ちょっと時期が時期だったものですから、1点確認をしたいと思っております。

もう一度、先ほど気になる子について、外国人のお子さんの把握についてという御答弁がなかったものですから、その点と、関係機関との連携をとりながらということ、話があったんですけども、保護者の方々との連絡と相談等はわかるんですが、一番は学校の担任の先生とのという御発言がなかったんですが、それはもう当たり前のことだったから御発言がなかったと思うんですが、学校との連携というのはどのように図られて、やはり家庭、学校、地域で子供を守るという形で、教育委員会並びに町の教育指針で出ているとおり、地域で子供たちを守るんだといった形での一環での施策の設置だと思しますので、その辺について再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） まず、外国人の児童の数でございますが、現在、町内で9名の外国人の児童が入所して、保育をしているという現状でございます。

それから、県のガイドラインの策定につきましては、昨年、ガイドラインを策定するというような、県のほうからアナウンスがありましたが、その策定をされたというような内容につきましては、今回、5月20日の日に文書で送られてきてまして、その内容を知ったという状況でございます。

それから、学校との連携につきましては、毎年、各小学校と担任の職員、それから学校によっては校長等も入って、指導員、それからうちのほうの社会福祉課、学校の教員、担任ということで、それぞれ個々の児童のケースにつきまして、こういった問題がある、あるいは学校ではこんな様子なんだ、家庭ではこうですよ、放課後児童クラブではこうですよというような、子供さんそれぞれ各場面によっていろんな顔を持っているというようなことで、そうした情報交換も行ってございまして、そうした中で、特に気になる子につきましては、特に連携を密にして、より深い情報の交換を行って、あるいは共有を行って、適切な保育の実施に努めているという現状でございます。

以上です。

○5番（藤田和寿君） はい、了解。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） 3番、市川でございます。

先般の全協のときに、待機をされている児童は一人もいないというようなお答えがございました。それこそ、この保育の希望を事前にとられて、締め切って受け入れをしていると思いますけれども、仮に年度途中で家庭の事情等でお願いをしたいとかという話も出る可能性があるかと思えますけれども、そうした場合の対応をどんなふうにされているかということ。

それと、学校が夏休みとか冬休み、長期の休みに入った場合にも、通常ですと、放課後児童クラブという名称でやっておりますので、放課後の受け入れをしているんですけども、朝から受け入れを希望によってやられているということも聞いておりますけれども、これも継続して今後やられていくのか。

それと、基本的には1年生から3年生までのお子さんを預かられているというところで、学校が休みのときにはそれ以外のお子さんも何か預かられているというふうなことも聞いておりますので、この辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 1点目の児童クラブの中途入所の件でございますが、年度の当初は、前年の11月にこの放課後児童クラブの入所者の希望を募りまして、申請でこの全体の計画を整えて運営を行っておるわけですが、当然、年度当初、やはり途中で家庭の事情等で保育ができないという状況が発生する場合がありますので、こういった方につきましては、随時受け付けをしまして対応しておるという状況でございます。

それから、夏休み等の学校休業日にありましては、午前7時30分から午後の6時30分までという形で保育を実施しておるという状況でございます。

それから、1年生から3年生までという形で、通常、放課後児童クラブは実施をしておりますが、夏休みに限りまして、4年生の学童を希望で受け入れして、実施をしておるという状況でございます。今年度も、今月、こうした4年生の希望を募りまして実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） 3番、市川でございます。

そうしますと、年度途中にお申し込みがあった場合には、もう途中でも引き受けをしてくださっているということでよろしいのでしょうかね。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 御質問のとおり、年度途中でも受け入れをしておるという形になっております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） わかりました。

それともう一点の、夏休みとか冬休み等の、もう朝から長い時間預かってくださるわけですが、そのときの職員の勤務体系につきましてお答えください。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 職員の勤務体制でございますが、通常、学校があるときには、児童クラブ、5時間、勤務時間でやっておりますが、この期間につきましては8時間という形で、それを、時間が長いわけでありますので、交代でその辺のシフトをしましてこの対応をしておるという状況でございます。それに当たりまして、必要なスポット等の職員が必要な場合には、そうしたものを充てるという形で実施しております。

以上です。

○3番（市川陽三君） 了解でございます。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第4、第34号議案 平成22年度吉田町総合障害者自立支援施設備品の取得についてを議題とします。

これより第34号議案についての質疑を行います。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木。

この備品の中で、排煙機と灰皿、これは喫煙室用ということで、施設の利用者がここでたばこを吸うというのは伺いました。これについて、今、世の中が禁煙の方向に進んでいて、テレビでも館ひろしさんが、俳優の方が、禁煙したということで話をしていましたがね。そういうことで、ずっとこの喫煙室を使って、この利用者に自由にたばこを吸わせていくのか、それとも、喫煙は病気だということも前に女性フェスタでも伺ったものですから、そういうことで、お医者さんへ通って治療ということもあるということ、ニコチンのパッチですか、そういうものも治療の中にあるということでもありますので、自由にずっと吸っていかれるのか、それとも、とりあえずはこれで、すぐに禁煙というのは難しいものですから、吸うことは仕方ないかなと思いますけれども、長い間に禁煙をさせていく方向というか、そういうふうに考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） ただいま御質問がありました喫煙の関係でございますが、現在運営をしております施設の利用者の中で、予定される方の中で3名の方が喫煙をしておるということでございます。この、今、状況を踏まえまして、当面、喫煙室を設置するというような考えでございました。

ただ、議員のほうで御指摘になりましたとおり、当然、健康上は喫煙はよくないということでもありますので、これは施設の運営の中で、利用者にはたばこを控えるようにというような指導を浸透させていって、いずれの時期か喫煙をなくすような指導を中でしていきたいというように考えております。

以上です。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 同じ排煙機のことでお伺いしたいと思います。

我が吉田町の庁舎にも排煙機がついていたと思いますけれども、この排煙機がどの程度、せっかくつけるのですので、きちっとした排煙機だと思いますけれども、ピンからキリまであると思いますが、どのような排煙機なのかお伺いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） ただいま御質問の排煙機でございますが、この喫煙室が3メートル、2メートルというように狭い場所にありますので、その部屋に合った排煙機の設置を今考えております。スペースも、高さの高いタイプの排煙機で、より効率的な性能を持ったものの選定をしております。今、詳細に、カタログ等を今持っておりませんので、性能につきましてはちょっと申し上げられませんが、

以上です。

○11番（勝山徳子君） 了解です。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村です。

全協のとき、この備品の選定に当たっては、現在、さくら授産所とマーガレットの施設の職員と相談して選定したということですので、抜かりがないとは思いますが、ただ、あそこに通っている子は、いろんな障害をお持ちです。そういうところで、運営していくに当たって、こういった備品が欲しいといった場合も想定されるとは思いますが、そういう場合の備品の購入に当たっては、今度はどこになるのかなということで、これは多分、指定管理者との協定の中で、契約の中で決めていくことだとは思いますが、その辺はどのようになりますか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 備品は、現在の備品に加えて新たに障害者等の中で備品が必要になった場合というようなことで受けとめておりますが、これにつきましては、今後、運営をする指定管理を今後考えて、また議案として上程をさせていただきますが、そうした運営の中で必要な措置を考えていきたいということで、今現在、明確な、じゃ、どちらがやるのかということまで決めてあるものではありませんので、それにつきましてはちょっと答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今、同僚議員からの質疑の中でも出てきたことでございますけれども、今回の総合障害者自立支援施設というのは、従来ある施設の拡大されたような形で、画期的な施設であるわけでございますけれども、町において建てかえ等を行った場合の備品の購入に関しまして、どのような検討を行ったかと。

というのは、今までありました施設、さくら施設において、有効で利用が可能な備品等も十分あると思うんです。きっかけになったのは、この喫煙室の排煙機なんですけれども、「はあとふる」の2階の研修室、会議室の一番隅のところのコーナーに、あそこには、排煙機というんですかね、そういったタバコの煙を吸うような卓上のテーブルつきのものが置いてございました。しかしながら、公共施設が分煙から禁煙ということで撤去されたような形で、今は存在しておりません。

また、先ほど同僚議員からもあったように、庁舎内にもそのような設備があったわけで、その設備を流用するというのも、やはり環境に優しいということから、初期投資ですね、有効な投資を行うという意味からも、ある程度のそれぞれの備品に関しましての有効期限と



いうんですかね、程度によりますが、ある程度のものが策定されていて、10年たったからこれは廃棄だよとか、今回新しくするからこの従来の品物に関しては地域の方々に払い下げるとか、いろんな設備で有効利用していくとか、そういったところの検討をなされて行ったのかどうか。

確かに新しい施設に古い備品を置くというのは大変勇気の要ることですけれども、そうした中で、貴重な税金で利用者の方々のために今回こういう施設をつくったんだよということをもっと理解していただくという意味からも、そういったものの仕掛けというんですかね、施策も必要だと思うんですが、それにつきまして、備品を新たに購入するというのは、本当にいろんな検討の中でどのような形でここで持ってきたかといったことの御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 既存の備品の使用の件でございますが、まず、さくら作業所で使っております机等、こうしたものにつきましては、利用者のほうで、今まで作業をしていた経緯がありますので、こうしたものになじんでいるという面もありますので、その使用を今考えております。それによって今回の備品等を積算しておるというものでございます。

それから、排煙機の関係でございますが、御指摘のとおり、社会福祉協議会のほうで、「はあとふる」のほうですね、使っていた排煙機がございます。この排煙機は、腰をかけて、座って使うタイプになっておりまして、実際、物を自分もちょっと見てみました。大きさが、1.2メートルの0.9メートルというような大ききで、それで、この喫煙室が3メートルの2メートルというふうな非常に狭いところでもありますので、腰かけてその辺のものを使うことが非常に困難だというようなこともありまして、ちょっとこうしたものを流用して使うのは難しいなというような判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今、従来から使用している作業機に関しましては、利用者もなれている形ということで検討されたということで、また、排煙機に関しましても、従来ある使っていない備品を検討されたということで、大変すばらしいことだと思いました。了解いたしました。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
- 

◎議案第35号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第5、第35号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

これより第35号議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。  
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
- 

◎議案第36号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第6、第36号議案 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

これより第36号議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。  
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

〔「議長、13番」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。動議を提出したいと思います。

吉永満榮議員に謝罪を求める決議の同意と、大塚邦子議員に謝罪を求める決議の動議を提出いたします。

○議長（増田宏胤君） 動議に賛成者はございますか、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（増田宏胤君） わかりました。

ただいま八木 栄君から、吉永満榮議員に謝罪を求める決議と、大塚邦子議員に謝罪を求める決議、2件が提出をされました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へ御集合ください。再開は、議会運営委員会が終了次第、お知らせをいたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前10時12分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（増田宏胤君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、吉永満榮議員に謝罪を求める決議を追加日程第1とし日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 追加日程第1、発議案第5号 吉永満榮議員に謝罪を求める決議を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、10番、吉永満榮君の退場を求めます。暫時休憩とします。

〔10番 吉永満栄君退場〕

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

提出者、八木 栄君の説明を求めます。

13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） それでは、発議案第5号について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第5号。

平成22年6月18日。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、八木 栄。賛成者、吉田町議会議員、永田智章。

吉永満栄議員に謝罪を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

吉永満栄議員に謝罪を求める決議。

吉田町議会においては、平成21年第3回吉田町議会臨時会において、正・副議長選挙が行われました。この選挙の数日前に、吉永満栄議員は大塚邦子議員とともに立候補者を中傷誹謗する、田村町長宛の怪文書を持って元町長宅を訪問し、立候補を阻止しようとしたことから、吉永満栄議員が「名誉棄損」として元町長より提訴されました。

さらに、この怪文書を元町長以外の者にも持ち歩いたことが、平成22年第2回吉田町議会臨時会における議員の発言により明らかになりました。これらの行動は選挙妨害行為であるとともに個人の名誉を甚だしく毀損する行為であります。

また、同臨時会において、議案提出者である吉永満栄議員に対する議員からの質疑における答弁において、吉永満栄議員は怪文書の内容の対象者とされている議員を「ハレンチな問題を抱えた議員」と、侮辱する発言をしております。

以上、吉永満栄議員のこれらの言動は選挙妨害に当たるとともに議員を中傷誹謗、侮辱するものであり、議員として恥ずべき行為であります。

よって、吉永満栄議員に対して本会議の場において謝罪するよう求めることを決議する。

平成22年6月18日。

吉田町議会。

さらに少しつけ加えさせていただきます。

吉永満栄議員につきましては、当時、議長という立場にありながら、正副議長選挙に当たり、町長あての怪文書を持って副議長の大塚議員とともに選挙活動を行ったという行為が、社会通年上いかななものかということでもあります。

また、5月24日の臨時会における発言につきましては、議員必携の131ページにあります、注意したい発言法第132条に規定されている発言の禁止の中で、議会の品位を落とす発言、

根拠のない単なる風評などに基づく発言に当たると思います。

発言の当日は、私は副議長として議長のかわりに議長席に座り議長を務めており、この件に関しまして動議の発言をすることができませんでした。

また、臨時会ということでもあり、その日のうちに議会は終了いたしました。

以上のことにより、今回発議をさせていただきました。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） この短い文章の中ですから、細かいことは私はよくわかりませんので、ちょっと質問します。

この立候補を阻止しようとした行動から、4行目に書いてある、これも意味もよくわかりませんが、だれが何の立候補を阻止しようとしたのかということが、全然これじゃわかりません。

それから、吉永満榮議員が、名誉棄損として元町長より提訴されたということが書かれていますけれども、私も、そういう新聞報道で名誉棄損で訴えられたということは知っているんですけども、何がどういうことで名誉棄損で訴えられているかということがもしわかったら教えていただけますか。

○13番（八木 栄君） まず、だれが妨害したかということですか。

○1番（佐藤正司君） この文章は主語がないもので、何だかさっぱりわからないんですけども。

○13番（八木 栄君） 私が副議長選挙に出るということに対しての妨害だと思います。

それから、名誉棄損としてということですが、これは臨時会のときに勝山議員からそういうような発言があつて、それで文書を持って行って、取りやめるようお願いしたというような発言があつたということでもあります。

○議長（増田宏胤君） よろしいですか。

質疑を終結します。

○6番（片山 武君） ちょっと待ってください。

○議長（増田宏胤君） はい。

○6番（片山 武君） これで今、1番議員から言われているのと同じように、ちょっと私もわからないんですが、田村町長あてに怪文書を持って元町長宅ということになるといって、前町長ですか、だれですか、これは。

それと、このハレンチとか何とかというものととかという、そういう文書があるんですか、実際に。

そういったことを、ちょっと私、このあれでは、本当に佐藤議員と同じように、全然何だか、ただ文書を持って行って、それによつてのあれが内容的に私もわからないし、それが誹謗中傷するような問題でしたら、ちょっと私も見せていただいたらありがたいと思うんです。ちょっとそこらを詳しく。

○13番（八木 栄君） 最初は柳原町長のところへ、それを持って前々町長のところへ行き

まして、退職金のこの問題があるということで、増田宏胤さんを議長選からおろせないかという、そういうお話があったということで、副議長に対しても、柳原さんのところにも怪文書を持って行って、副議長の八木 栄も立候補しないようにと、そういうお話をしたというふうに伺っております。

それで、その怪文書ですが、私のプライバシーのことなもので、人に見せたくない、事実と違うものですから。ですけれども、できれば、公表するようなものじゃないというんですかね、書かれている文章が。だもんで、その文章を短く縮めたものが、はがきでもって、結構、何百枚も出回ったと思いますので、その議長・副議長選挙が終わってからですよ、それは。実際、私の手元には、そのときの田村町長あての手紙が、封筒のあて名とともに内容が書かれたものが、コピーがございます。確かにございます。

○議長（増田宏胤君） それと、ハレンチのことについてはどこで言われたか言ってやってください。

○13番（八木 栄君） ハレンチな問題を抱える議員ということで、その先日の臨時会のときに、吉永議員がこの席で発言をしております、私は議長席に座っておりましたものから、そのときは動議でふさわしくないということで言えばよかったです、議長席に座っておりましたので、動議ということで手を挙げなかったというか、言えなかったということで、臨時会で、1日でもう会議は終わってしまったものですから、継続で3日以内ということになっておりますもので、それができなかったということで、今回、この場で発議という形で出させていただきます。

○議長（増田宏胤君） 6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 今、ちょっとお話を聞いているというと、ある程度わかってきたわけですが、議長をやめてもらうには、退職金の問題が絡んでいるとかというような問題だと、これとの動議とはまた違うような問題にもなるし、実は私も昨年6月の全協でも、私の怪文書が、いろいろな問題で特別委員会か何かを設けて審査するくらいのことを言われたんですが、その結果もわからないし、何が何だかうやむやであります、とにかく今度の事件をだんだん調べていきますというと、そうってはなんです、私も、この問題は裁判になっておりますし、そういった問題で、今度は第4回目の裁判になってきて、話に違ふと悪いですが、退職金の問題も絡んでいるというようなことを言われたものですから。違ふですか、本当は。

○13番（八木 栄君） あくまでもこの謝罪を求める決議というのは私のことなもので、退職金のこととは書いてありません、これには。

○議長（増田宏胤君） 内容が違いますので、御理解を得たいと思います。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 吉永満榮議員に謝罪を求める決議の説明が今、副議長からございましたけれども、この決議の内容には、事実でないところが数点ございます。正しい事実を、こうした決議文を上げる以上、しっかりと書いていただきたいと思います。意見です。

それから、もし、臨時会で議長席に座った副議長が動議を出すいとまもなかったという趣旨の発言がございましたけれども、議長は議会の運営の中で、すべての議場の中の秩序を守るための発言というのは、秩序を守るために許されていると思います。そういう意味でありましたら、すぐさま、そのような発言は修正を求め、撤回を求めることができたと思

います。なぜそれをしなかったのかということでございます。

それから、私は、一連の副議長に関する問題というのは、少なくとも町民の多くの方が不信に思っていることは確かでございます。そういう意味で、副議長であり、議会改革検討委員会の特別委員長として要職についている副議長であるのならば、この機会に、すべてその問題が事実ではないということをむしろ町民に説明され、議会の信頼を回復するほうが、それが議会のためになると考えますが、いかがでしょうか。

○13番（八木 栄君） 町民に説明をしろということでございますが、別に、事実無根のことでもありますので、わざわざ町民にする必要はないと思います。

それで、町民がなぜそれを、それじゃ、どういう形でそういうことを、事実を、事実というか、その誹謗中傷する文章を知ることかということも、一つ、だれかがそれを持って、怪文書というものを持って回らない限りは、そういうことが事実なら、事実というか、書かれたことが知れ渡るといことがないと思いますが、そういうこと自体が、個人の名誉にかかわる名誉棄損というか、そういう行為じゃないかなと、そういうふうに思いますがね。あえて私からはそういうような説明をしたいとは思いません。

それで、間違っている箇所があるということでございますが、どこが間違っているのかお伺いしたいと思います。逆に、決議のこの文章の中に間違っている点があるということでもありますので、それを伺いたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 私どもの議長選挙におきましては、当日まで立候補というものは確定をしております。したがって、立候補者を中傷誹謗するとございますけれども、立候補者というのは決まっていなかったかというふうに思いますので、これは事実ではないというふうに思います。

通常、臨時議会のときにそれぞれの中で、ここで私が説明するまでもなく、議長選の流れというものがあると思います。そういう意味でも、今この段階で、数日前ということでございますけれども、立候補者というものは決まっていないうふうに思いますので、ここの文言が違っています。

○議長（増田宏胤君） はい。

○13番（八木 栄君） 数日前であります、私は私なりに、今度、副議長選に出たいと思いますのでよろしくということで、各議員のところにお伺いをしたことはあります。ということで、もしかしたら、そういうことが立候補者として扱われないというのなら、文章を、これを訂正させていただきます。

○議長（増田宏胤君） 以上で質疑を終結します。

議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

討論はありませんか。

6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 私は、この発議案には反対いたします。

だれがどういうふうになっているのか、とにかく被害者は吉永議員をこういうふうにしてあるんですが、だれがどういうふうによられたのかわかりませんので、もうちょっと文章を書き直すとか何とかしていただかないというと、どの方が、議長選へ出た、副議長選に出

た、どちらなのかわかりませんので、これでは私は討議するものには賛成できませんので、これ、もうちょっと文章を直していただかないという私としては賛成・反対できませんので、よろしく願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、反対討論をしたいと思います。

きょう、急にこういう決議が出されたわけですがけれども、去年の議長選のことです。議長選のときにお互い立候補しようと思った方がそれぞれのところへ支持のお願いに動いたということの中で、こういうことが、怪文書を持ってという話があったようですがけれども、私のところにも何人かの方は支持の依頼に回ってこられました。

今回、この決議、私は反対するんですがけれども、反対の立場なんですけれども、そもそもこれ怪文書ですよ。怪文書は怪文書ですから、こういう議会で決議するような中身ではないと私は思うので、怪文書だったら怪文書の扱いとして、これは去年の議会のときも全協のときも、たしか片山議員が怪文書をみんなに配ったときに、何でこんな怪文書を配るんだということで非常に非難されていました。本当に怪文書も怪文書ですから、この民主主義の世の中でこういう卑劣な行為をするというのは許されないし、意見があるならちゃんと堂々と名を名乗って意見は発表すべきだし、署名入りで意見を言うというのは当然だと思います。名前のないそういう怪文書というのは、もうあくまでも怪文書ですから、そういう扱いにすると。

あえてそういう怪文書を持って歩いたことに対して気に入らないというのはわかりますけれども、それはそれで、もうその個人の問題として、もし八木 栄議員が御立腹するんであれば、大塚議員と吉永議員に個人的にきちんと抗議するというにさせていただきたいと思います。それを議会の中へ持ち出して、議会として決議しましょうというようなことは、ちょっと私、議会としても情けないと思います。

だから、こういうきょうのこの決議についてはあえて反対します。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 11番、勝山です。私は、吉永満榮議員に謝罪を求める決議を賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議会の品位の保持ということで、法第132条には、議会の会議または委員会においては、議員は、無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないと、また、会議規則第102条では、議員は、議会の品位を重んじなければならないと規定されています。

まず、ここでは、臨時議会において吉永満榮氏は、先ほど怪文書を、あたかも怪文書の内容が、議員を侮辱する言葉というものを発言しております。私は、その議場の中で行われた発言でありますので、ぜひこれは本会議の場において謝罪をするべきだと思います。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕



○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。  
採決に入ります。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長（増田宏胤君） 起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
それでは、10番、吉永満榮君の入場を許可します。  
ここで暫時休憩とします。  
〔10番 吉永満榮君入場〕

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は14名です。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（増田宏胤君） ここでお諮りします。  
お手元に配付のとおり、大塚邦子議員に謝罪を求める決議を追加日程第2とし日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、追加日程第2を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 追加日程第2、発議案第6号 大塚邦子議員に謝罪を求める決議を議題とします。  
ここで地方自治法第117条の規定によって、9番、大塚邦子君の退場を求めます。  
暫時休憩とします。  
〔9番 大塚邦子君退場〕

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

提出者、八木 栄君の説明を求めます。

13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。それでは、発議案第6号について、文章の朗読をもって説明させていただきます。

発議案第6号。

平成22年6月18日。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、八木 栄。賛成者、吉田町議会議員、永田智章。

大塚邦子議員に謝罪を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

大塚邦子議員に謝罪を求める決議。

吉田町議会においては、平成21年第3回吉田町議会臨時会において、正・副議長選挙が行われました。この選挙の数日前に大塚邦子議員は吉永満榮議員とともに、立候補者を中傷誹謗する田村町長宛の怪文書を持って、元町長宅を訪問し立候補を阻止しようとしたことから、吉永満榮議員が「名誉棄損」として元町長より提訴されました。

さらに、この怪文書を元町長以外の者にも持ち歩いたことが、平成22年第2回吉田町議会臨時会における議員の発言により明らかになりました。これらの行動は選挙妨害行為であるとともに個人の名誉を甚だしく毀損する行為であります。

以上、大塚邦子議員の行動は選挙妨害に当たるとともに議員を中傷誹謗、侮辱するものであり、議員として恥ずべき行為であります。

よって、大塚邦子議員に対して本会議の場において謝罪するよう求めることを決議する。

平成22年6月18日。

吉田町議会。

大塚議員につきましては、当時、副議長という立場にありながら、正副議長選挙に当たり、町長あての怪文書を持って、他の議員の出馬を阻止しようと、選挙活動を吉永議員とともに行ったという行為が、社会通年上いかななものかということであります。

以上のことにより、今回発議させていただきました。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 6番、片山です。

先ほどに続いて、怪文書という文書が出ております。ちょっとその怪文書を添付していただきたいと思っておりますので、よろしゅうございますか。

○13番（八木 栄君） 添付ということは、添付というか、配付しろということですか。それともここで見せろということですか。

○6番（片山 武君） 配付していただきたいですが。

○13番（八木 栄君） 配付はできないでしょう。

○6番（片山 武君） できないですか。

○議長（増田宏胤君） 6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 怪文書を先ほどもどうのこうのという問題が出ていて、出されないというのはどういうことですか、怪文書を。ちょっと私も見たいと思います。それによってこれは判断できると思いますが。

○13番（八木 栄君） 個人のプライバシーに関することですので、私からはそれを見せるということはまずできません。

○6番（片山 武君） じゃ、個人でしたらこの議会でやるべきことじゃないと思いますので、これは用はないと思いますが。

○13番（八木 栄君） それ自体の問題じゃなく、それを持って回ったりという、事実でない文書を持って回ったよという行為に対しての謝罪ということでもありますので。

○6番（片山 武君） わかります、それは。ですから、その怪文書を見せていただきたいと言うんです。どんなものでしょう。

○13番（八木 栄君） でありましたら、吉永議員が町長から1年間預かっているということでもありますので、吉永議員に見せていただいたらどうですか。

○6番（片山 武君） 私はこの議場で言っているんですよ。あなたにお願いしているんですよ。

○13番（八木 栄君） 私はできないと言っています。

○6番（片山 武君） できないですか。

○13番（八木 栄君） 吉永議長が持っているという、この間、先日の発言があつて……

○6番（片山 武君） そうやって、その文書……

〔「議長、しっかり進行をお願いします」の声あり〕

○6番（片山 武君） そうなるというと、ちょっと文書を見るわけにいかなくなるんですか。これ、協議することはできないと思いますので。

○議長（増田宏胤君） 本会議場で怪文書の配付はいたしません。

10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 先ほどは私の謝罪に対する決議については可決されましたけれども、私からも一言御意見を述べたいと思います。

この議長選挙というのは、立候補者は当日にならないとわからないということだと思います。立候補するに当たっては、専任委員から当日の選挙事務が執行されるわけで、そのときに自分が初めて告示するというございますので、先もって議長候補と、あるいは副議長候補というのはわかっていないと思います。

八木議員が出るから、私のうちへ副議長へ出るということで私のところへ来た覚えは、そういうことはないと思います。だから、うわさによって、風評で、議員同士の中で、こうしたものに出るよということも理解できても、正式に公示をしたものではないと思います。だから、そういう行動の中で、名誉棄損というのは、中で提出されましたけ

れども、柳原町長と皆さんとは全然違う問題であると私は思います。

八木議員は、個人的なプライバシーと言いますが、あなたは消防団の職員であります。消防委員であります。これは町の非常勤職員であって、そのときの行為が個人のプライバシーで通るのかどうかということだと思います。消防団の慰安旅行で行って、その中での行為でありますので、その行為は事実でないということでもありますけれども、これは調べればわかることであって、当然、それは事実かどうかということでは、この場ではあなたはそう言いますが、個人のプライバシーではなくて、非常勤職員として、消防団員として、やはりきちっとすることが求められると私は思います。

だから、中傷誹謗に当たるとか侮辱するだとか恥ずべき行為というのは、こちらが言いたいことなんだ。あなたがやっていることは。だから怪文書が出るんです。怪文書の中身というのは、ここでは言えないような問題なんですね。住民が見れば、もうとんでもないというようなものであると私は思います。それを町長から私のところへ、怪文書が来たよと、おれの管轄じゃないから吉永議長が処理しろということでありましたので、八木議員を議長室まで来ていただいて、こういう文書が来たということでお話しし、彼も読んでいただいて、ぜひこれからの態度については注意をしながら住民の代表として議員をやってほしいと、私はそういうことを伝えたと私は思います。

だから、ここで中傷誹謗とかそういうことを言うべき問題でもないし、議会の中で言ったからというのは、言わせたのはだれですか。この間の臨時議会、この問題を持ち上げたのはなぜですか。私は、この問題については、当然、その場で答えるべき問題ではないんです。この前、100条の問題で私は臨時議会を開いたわけで、この問題を取り上げたのはどなたですか。どこからですか、この問題は。

○議長（増田宏胤君） 吉永満榮議員に申し上げます。

発議案の内容の質疑をしてください。

○10番（吉永満榮君） はい、わかりました。

そういうことで、この問題についての決議につきましては、大塚議員の言動は、選挙妨害ということに当たらないと私は思うんですよ。立候補して公示されているものなら選挙妨害に当たりますけれども、そういう問題じゃないと思うんです。議会の議長選とか、あるいはその他の問題についてはね。議員を中傷誹謗するものであるということでございますけれども、議員として恥ずべき行為であるということよりも、議員として全然普通の、この行為を犯した議員よりも、もっともっと品行方正な議員であると思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 八木議員。

○13番（八木 栄君） その文書の中身が事実無根であるということ、それ自体でもう、それを持って回るということは、私に対してのプライバシーの侵害というか、事実無根のものをあたかもそのようにして話をされて持って回ったということ自体が、その行為自体が名誉棄損に当たるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

それから、出馬に対してのその立候補者ということですが、私は事前に、今度、副議長に出たいと思いますのでよろしくということで、何人かの議員には回っております。それで、逆に吉永議員から前日に、私、議長へ出るよという電話をいただきました。ということで、その当日にならないとだれが出るかわからないということは、全然それは違うと思います。

前日、その当日にならなくても、ある程度予測というか、私、出たいやという意思表示があって、それなりに、やっぱりなりたい方は、自分の今後の町のこの方向とか、私がこういう立場になったらこういうことをやって議会を盛り上げるとか、議会をこういうふうにしよとかと、そういう所信というか、そういうものをお話ししていくと思うものですから、それに対して、そういう怪文書というものを持って、あの人はこうだもんでという形でやられると、ちょっとそれは、先ほどお話しをここでしましたが、社会通年上という形で、その当時は、吉永議長、大塚副議長という、まだそういう肩書きがあった中での行動なものですから、その辺でいかがなものかなというところで、今回のこういう発議をさせていただいております。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） それから、文章の訂正をお願いしたいと思います。

3行目から4行目にかかりますけれども、元町長宅を訪問し立候補を阻止しようとしたことから、吉永満榮議員が「名誉棄損」として元町長より提訴されたと、これは全然、問題の中身が違いますね。名誉棄損というのは、柳原議員が、11年4月16日に勸奨制度を行った、勸奨退職についての問題を私は阻止しようと思っていると。今の町長からのメッセージの中にもありますように、4月16日に提出した増田議長の内容について、あるいはその当時の事務執行について、やはり自分に疑わしきところがあるということで、名誉棄損として今回は訴えられていると私は思っております。

だから、選挙関係、あるいは怪文書を持ってどうのこうのの名誉棄損じゃないわけで、その点については、先般出されました町長のメッセージで御理解いただけたと思います。この辺の訂正をお願いしたいと思います。

○13番（八木 栄君） 私が伺った話でありますと、それも含めての名誉棄損かなということで、町長のお宅へ吉永議員と大塚議員が行ったということも伺っております。それで、そのときも文書を持って行ったということも伺っておりますので、それも含めてのことだと思っておりますが、きちんとした、それじゃ、その訴訟といいますか、提訴されたものの文書というものを一度読んでみないとわからないということですよ。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 読んでみなきゃわからないということですがけれども、内容は、町長のメッセージ等であって、その疑問に基づくものであるわけですがけれども、彼は、そういう私が一般質問するということで、5月28日の締め切り前に提出した書類をだれが持っていったか存じませんが、元町長、柳原さんのところへ届いている文書のコピーというかファクスを見ると、議員の中から柳原町長に提出した文書が証拠としてあるわけでございますけれども、そういったもろもろのものが、そこでなぜ一般質問する前に柳原町長のところへ流れなきゃならないのか。そして、柳原宏行氏が、なぜ、そのあした、私のところへ一般質問しないようにと、かわれというような問題を起こしたのか。そこら辺が名誉棄損の問題だということを彼が言っていますけれども、やってもらっては困ると、自分の名前を出されては困るということは、内容は、現在、こういう町長が出されたメッセージの中に入っているものを公表されては困るということで出しているわけです。それが本当なんです。税金の使い道について、その当時のことを暴かれては困るという、こういうことなんですよ。

だから、その辺の、この吉永満榮氏が名誉棄損として元町長に起訴されましたって、されたのは事実ですがけれども、中身をもっと、事情を書いてください、このところ。説明してく

ださい。お願いしたいと思います。

それと同時に、先ほど、ハレンチな問題を抱えた議員ということも出ましたけれども、このハレンチの問題、先ほど片山議員からおっしゃいましたけれども、その内容を、ここでだめなら全町民へ公表してよろしいですか。

○13番（八木 栄君） 公表することはできないと思います。

○10番（吉永満榮君） 違反ですか。

○13番（八木 栄君） 違反だと思います。

○議長（増田宏胤君） 質疑は、発議案の内容としてください。

質疑を終結します。

議員、御苦労さまでした。

〔「議長、文書ってこのままですか」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） そうです。

討論を行います。

討論はありませんか。

○10番（吉永満榮君） ……（録音漏れ） ……それこそ、日程を追加されて、発議案第5号について、謝罪を求める決議ということでございますけれども、大塚議員にいたしましても、先ほど言われたように、もう少し内容を、決議文の訂正を本来ならお願いしたいわけですが、このような内容のわからないような決議文では到底賛成できるものではございませんし、また、この決議文の中の選挙妨害とか、あるいは名誉棄損とかという資料をもう少し精査した上で出していただきたい。これが副議長が出すような資料かなと私は思っているわけですが、個人的なプライバシーの問題とされたわけでございますけれども、本会議で謝罪をするような問題ではないなということを感じておりますけれども、いま一度、本人の自分のやった行為について、肝に銘じて議会での行動を謹んでいただきたいということでございます。

この決議については反対です。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田宏胤君） 起立少数です。

したがって、本案は原案のとおり否決されました。

それでは、9番、大塚邦子君の入場を許可します。

ここで暫時休憩とします。

〔9番 大塚邦子君入場〕

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

- 議長（増田宏胤君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は14名です。
- 

◎議員派遣について

- 議長（増田宏胤君） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。  
吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。  
お諮りします。  
議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。
- 

◎議会閉会中の継続調査について

- 議長（増田宏胤君） 日程第8、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。  
総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
したがって、各委員長から申し出のとおり、2委員会とも閉会中の継続調査とすることに決定しました。
- 

- 議長（増田宏胤君） 以上で、平成22年第2回吉田町議会定例会の……  
〔「動議、11番」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 先ほど吉永満榮議員に謝罪を求める決議を賛成多数で議決いたしました。この議決の内容の一番最後に、吉永満榮議員に対して本会議の場において謝罪するよう求めることを決議するとあります。

この本会議という場において謝罪はいつ行われるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮議員に発言の意思があれば許したいと思います、いかがでしょうか。

10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 今までの決議についても、謝罪とか、あるいは解決をしたことがないので、しばらく私に考える時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（増田宏胤君） 御理解をいただきたいと思います。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 以上で、平成22年第2回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんにおかれましては、私のほうから出しました議案につきまして御審議願ひ、また、議決をいただきまして、まことにありがとうございます。この場をかりまして、皆様に感謝を申し上げたいと思います。

さて、私が皆様と意見等を交換する場はなかなかございませんので、こういう場をかりて皆様にあいさつの中で一言申し上げたいと思っております。

皆様にいつか二元代表民主制の起源についてお話ししたことがあると思いますので、皆様にはおわかりだと思いますけれども、これは、19世紀末から20世紀初頭のアメリカにおける、シカゴであるとかニューヨークにおけるところの市議会が、いわば汚職の巣になったというふうなことから、有権者、納税者の方から、これじゃたまらんというわけで、やっぱり議会を基本的に監視するものを外側に置かなきゃならないというわけで、いわば執行権を持った人間を外に置いて、執行権を与える、相互に監視をさせるというふうなことでできたわけでございます。

日本も戦前はそうございまして、基本的には議会の中から首長が出るというような形で、議員の皆さんのさまざまなことについて、言うことを聞かなければ引きずりおろしてかえるというのが、戦前の日本でも多数ございましたし、アメリカでも多数ございました。アメリカでは、それが機会となって二元代表民主制となったわけで、私には、議会を監視する機能というものは、選出当初より私には与えられておりますので、こんなところでまたお話ししたいと思っております。

さて、皆様は議決権、私は執行権、それぞれ二元代表でございますので、それぞれが選挙で選ばれたものとしてそれを行使するというわけでございますが、実はこの前の3月議会で藤田議員のほうから、小さな理科館の設置条例について修正動議が出まして、結果として、



議員の皆様の多数を踏まえまして修正されたというわけでございますけれども、私、非常にそれ、ある意味においては執行権に対する侵害であると思っております。

その理由はこういうことです。

当然のことながら、執行でございますので、さまざまな事業につきまして、議員の皆様にご認識をしていただき、また理解をしていただき、また、でき得れば御支援をお願いするというふうな形で、行政報告会であるとかさまざまな場を設けて、皆様に資料等をお渡しして理解を願っているわけです。

藤田議員のほうからの修正動議の理由については、たしかこんなふうなことだったろうと思います。当初示された小さな理科館のコンセプトには、最終的に出された小さな理科館設置条例の教員の研修というものがなかったというわけでございます。

非常におもしろい問題をこれは提出しているわけございまして、単純に申し上げて、一つの考え方を当初出し、資料であるとか答弁いたします。しかしながら、当然、それは、ある時間の中でもまれてまいります。場合によっては、プロジェクトで意見を求める場合もございますし、有識者の方に意見を求める場合もございます。また、中央省庁であるとか県庁であるとか、さまざまな門外の機関に意見等をもらう場合があります。ということは、当然のことながら、当初出されたものが修正されることは、執行権の、これは権限の問題です。

それを、最終的に小さな理科館で出したと、当初のあれにはないというふうなことになりますと、今後、どういうふうなことが起きるかという、はっきり申し上げると、藤田議員の修正動議というもののためにする議論であると。ためにする議論であるというふうなことになりますと、行政のほうから、さまざまな事業についてのさまざまな資料を皆様のほうにお渡しすると、それを口実にして、取っかかりにして、最終的に、違うじゃないかと言われる。当然のことながら、事業については、当初から時間の中で、さまざまな形でもまれて修正し、またあるものは削除され、またあるものは加えると、そういうふうな形で最終的には皆様のお手元に議案として出すわけです。今のようなことが起きると、はっきり申し上げて、とてもではないけれども、出せない、資料を。最初の資料に載っていないじゃないかと。この前、こんなことを言ったじゃないかと。執行権というものは、基本的には、その中において事業をもみ、最終的に私の判断でもって出すというわけです。それを途中でもって、ああ言った、こう言った、書いていないじゃないかというふうなことを言われた日には、とてもではないけれども、皆様にさまざまな資料について提出するとか、皆様に説明するとか、そういうふうなことができなくなってまいります。おわかりですよね、言質をとられるわけですから。いわば、最終的にこれは町民の利益になるものかどうか。

議会の皆様をお願いするのは、基本的には、出されたものが最終的に、適法であるか、費用対効果でどうか、それから町民の利益になるか、その観点でもって審議をしていただくというわけですが、初めのコンセプトでなかった、そういうふうなことを言われた日には、とてもじゃないけれども、いろんな質問をされた場合には、そういうふうな答えをする可能性もございます。それは、議案を出すときに、皆さん、また質問してくださいと。それから、資料等については、資料については差し控えさせていただきますとか、そういうふうなことになって、非常に不幸なことが起きると私は思っています。

ぜひともこの点については、ひとつ、今後もございますので、議案の上程の際に、執行権というものは、時間の中においてさまざまな形でもんで出すんだよというふうな形で、当初

にはなかったことが、当然、最終的にはありますし、当初なかったことでも最終的にはあると、あったものでもだめだ、そういうふうなことが起きます。それについて、皆様は、町民の利益というのが最大基準でございますので、ぜひともそれも尊重していただきたいと、こんなふうに思っております。

例えば、今度は反対に、私が議決権と言ってお話ししたことはありません。じゃ、例えば、議決権を行使する際に、パブリックコメントを求めたらどうですか、有識者会議を開いて、この意見について、町民の皆さんの、有識者の意見を聞いたらどうですかと、そういうふうなことを言ったら、皆さんは恐らくこう言うでしょう。そんなことは言わないでくれと、そんなことは我々のことであって、あなたから言われる筋合いはないよと、そう言うはずです。

例えば、ずっと昔、私が最初の任期のとき、こんなことがございました。合併のときに、当時16人いた議員のうちの13名が、今の牧之原市との合併について申し入れをした。最終的に皆様は、町民のアンケートをやりました。結果はどうだったのでしょうか。3対3対3でシヤる。それについて議会の皆様が総括したことございますか。周辺の問題でもそうです。結局は、私が自分で自分の首を切り、そこにおられる片山さんが自分で自分の首を切り、あとの方はほおかぶりじゃないですか。

一つ一つの事柄について、やはり折り目正しく、ちゃんと一つ一つの行動をけじめをとっていくというふうなことは非常に大事なことでありますし、議案等の場合においても、また、この町の運命を決するような場合においても、では、例えば皆様が議決したことについて、民意にかなっているかどうかアンケート調査されたらいかがですかと言ったら、そんなことを言われる筋合いはないと言われると思います。

だから、もとに戻りますと、私に与えられている執行権については、当然、事業について、時間の中でさまざまに変わっていきます。当初ないものもありますし、また、初めあったものも、あ、これはちょっと都合が悪いというわけで削除する場合もございます。増えたり減ったりするものが結構ございます。それにおいて、最終的に出されたものについてよろしく御審議願いたいと。

ただ、その途中においては、行政報告会であるとか、それからさまざまな場をかりて皆様に理解してもらいたい、場合によっては御支援をしてもらいたいというような形で出しますけれども、今申し上げたような執行権の問題について、土足で入ってこられるようなことはぜひともやめていただきたいと、こんなふうに思っています。

私も、議決権の中に土足で入るようなことはいたしません。それに、お互いに、議会であり、それから町長である、それぞれのいわば公人としての与えられた議決権と、それからまた執行権のお互いに尊重であると私は思っておりますので、この場をかりて、ぜひともお願い申し上げたいと思っております。

それから、今、こういう場でございますので、先日、吉田高等学校の存続を求める住民集会がございました。現実には、佐藤議員の質問の際にお答えすればよかったんですけども、議員の皆様におかれましては、ほとんど動きがございません。皆様は住民代表でございます。吉田高等学校存続というものがこの町にとって非常に重要なものであると我々も思っておりますし、我々もでき得る限りのことで運動しております。議会の皆様におかれましても、ぜひとも我々と手を携えて吉田高等学校の存続に邁進していただけますよう、この場をおかりしまして改めてお願い申し上げたいと思っております。

きょうはどうもありがとうございました。

---

◎議長あいさつ

○議長（増田宏胤君） ありがとうございました。

ここに、平成22年第2回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は、6月4日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のこととは存じますけれども、町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願いを申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会のごあいさつといたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） これをもって、平成22年第2回吉田町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午前11時11分